

令和4年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添1-1

(公正取引委員会4-①)

施策名	競争政策の普及啓発等 発注機関における入札談合の未然防止					
施策の概要	研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進する。					
達成すべき目標	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図ることによって、発注機関に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。					
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	8,685	9,072	8,591	7,658
		補正予算(b)	0	▲1,320	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	8,685	7,752		
執行額(千円)	4,782	5,646				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	令和4年5月20日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会施政方針演説					

測定指標	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施状況	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度～令和3年度	相当程度進展あり
		22,393人	26,162人	24,841人	別紙のとおり			
	年度ごとの目標値	20,000人						
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加者の状況 ①理解度 ②有益度 ③研修参加後の職場内周知の予定 ④理解度テスト正答率	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
①96.8%		①96.2%	①95.9%	別紙のとおり	30年度～令和3年度	相当程度進展あり		
②95.8%		②95.5%	②94.9%					
③88.9%	③87.9%	③83.5%						
		④98.1%						
年度ごとの目標値	①90%以上 ②90%以上 ③85%以上							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、「研修参加後の職場内周知の予定」については(80%を超える水準で推移しつつも)令和元年度以降割合が低下している状況ではあるものの、「研修参加人数」、「理解度」、「有益度」及び「理解度テスト正答率」について高い水準を維持している点を考慮し、全体としては、本施策は、競争的な市場環境の創出という目標に対し、相当程度進展があったと考えられる。
	施策の分析	今後も、入札談合に関する経験、知見を有する公正取引委員会が、国(出先機関を含む。)、地方公共団体等の発注機関の職員に対する研修を実施し、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進し、発注機関職員のコンプライアンス意識の向上や知識の習得を通じて競争政策の定着を図ることが必要である。 また、発注機関の職員の入札談合等関与行為防止法への理解増進に寄与するため、研修資料とともに、動画による説明資料を作成して公正取引委員会ウェブサイトに掲載し、発注機関の職員が、常時かつ容易に入札談合等関与行為防止法の説明を聞くことができる環境を構築している。 測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、競争的な市場環境の創出のために必要かつ有効であり、また、その取組は効率的であったと評価できる。

不	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 競争的な市場環境の創出のため、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進のために必要かつ有効であり、効率的な取組であったと評価できる。そのため、令和2年度から設定している「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図る」という目標設定の考え方を維持し、引き続き推進していく。しかし、有効性の指標の1つである「研修参加後の職場内周知の予定」の結果について、令和元年度以降割合が低下していることに関し、録画配信の普及により受講者による職場内への周知の必要性が少なくなったことがその要因として考えられる。今後は、研修実施前に録画配信の予定について確認し、特に録画配信の予定がない場合には、研修資料の最後の方に職場での周知を促す、研修での説明の中で、職場での周知を参加者に求める時間を増やすなどにより、職場内周知に向けた働きかけを行うことが適当である。また、録画配信を行っている場合には職場内周知の必要性が減っていることも踏まえ、例えば、録画配信の予定がある場合には、主催者に対し積極的に録画視聴の推奨を行っているかどうか等を確認し、その回答内容を指標として活用する、録画配信の予定がない場合には、引き続き受講者に対するアンケートの中で職場内周知の予定についての設問を設け、その回答を指標として用いるなど、設問設定の在り方等について検討を行う必要がある。</p>
---	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○ 研修の参加者の理解度等について、アンケートの回答をWeb会議の場合と対面の場合とでクロス集計するなどして、より有効な実施手法が何か分析してはどうか。(小林委員)</p> <p>(研修によっては、対面とWeb会議が併用されており、提出されたアンケートを見てどちらの方法で受講したかを確認できない場合もあり、正確な集計が難しい面はあるが、本局開催分のうち、Web会議のみで受講したことが明らかな講習会の理解度等に関するアンケートを集計して対比したところ、全体の結果と余り変わらない結果が出た旨回答し、実績評価書の「5. 施策の実施状況」の該当部分に当該結果を追記した。)</p> <p>○ 研修の内容を職場内で周知してもらうことが重要なのであれば、周知用のメールの文面も事前に作って例示するなど、動作指示を明確化して、参加者に伝えることが重要である。(小林委員)</p> <p>(研修の中で口頭で伝えているところではあるが、伝え方については、工夫していきたい旨回答した。)</p> <p>○ 研修の様子を収録して、後日、受講者が視聴する可能性があるとのことであるが、後日視聴する場合は双方向性に課題があるので、収録した動画を視聴した方からの質問にも対応できると、視聴者の理解が深まるのではないかと。(多田委員)</p> <p>(研修の収録の中で、質問があればメールを送っていただきたい旨を伝えている旨回答した。)</p> <p>○ 実績評価書の「6(1)イ 入札談合事件及び発注機関職員が入札談合に関与する事件が跡を絶たない理由」に「研修を過去3年間に実施しているのは「国の機関」で52.0%、「人口5万人未満の地方公共団体」では4.8%にとどまっている」との記載がある。原則としては、発注機関は研修を実施しなければならないものだと思うので、研修を実施している発注機関名を公表するなどして、研修を実施していないところに自発的に研修を実施してもらうことを促すような取組を行ってはどうか。(池谷委員)</p> <p>(前回の実態調査は、平成30年に実施したもので、今後、実態把握も踏まえ検討していきたい旨回答した。)</p> <p>○ 表6に理解度テストの正答率が記載されているが、正答率が高すぎる。今後には生かすためにはテストの内容を工夫し、内容を理解してもらえていないところを探したり、より深く理解してもらう分野を確認するためのツールとして活用すべき。(南島委員)</p> <p>(最近の試行的な取組として、研修の実施前後に理解度テストを実施し、その結果の差を見るといったことは行っているが、テストの内容についても今後検討していく旨回答した。)</p> <p>○ テストの内容にも関わってくるのかもしれないが、明らかに違反だと分かるような事例よりは、実務の中でうっかりやっしまいそうなグレーな事例をなるべく出した方がよいと思う。(中村委員)</p> <p>(事例は、過去に当委員会が違反として扱った事例が多いので、受講者に考えてもらえるような事例を入れることを検討したい旨回答した。)</p> <p>○ 研修の開催回数は減っているものの、参加人数はコロナ前の数値に戻ってきているとの説明があったが、表2の令和3年度の地域ごとの参加人数を見ると、まだコロナ前の数値に戻っていない地域も見受けられる。この原因の分析は行っているのか。(中村委員)</p> <p>(各地域におけるWeb会議への対応状況も一因としてあると思うが、他に原因があるかどうかについては今後分析したい旨回答した。)</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	経済取引局	作成責任者名 (※記入は任意)	経済取引局総務課長 深町 正徳	政策評価実施時期	令和4年4月～7月
-------	-------	--------------------	--------------------	----------	-----------

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上	—	—	—	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上に努めた。	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上に努めた。
	① 参加人数[22,393人]	① 同左[26,162人]	① 同左[24,841人]	① 同左[15,993人]	① 同左[26,623人]
	② 理解度[96.8%](注1)	② 同左[96.2%]	② 同左[95.9%]	② 同左[95.5%]	② 同左[95.5%]
	③ 有益度[95.8%](注2)	③ 同左[95.5%]	③ 同左[94.9%]	③ 同左[95.5%]	③ 同左[94.6%]
	研修参加後の職場内周知の予定[88.9%](注3)	④ 同左[87.9%]	④ 同左[83.5%]	④ 同左[84.2%]	④ 同左[81.1%]
⑤ 理解度テスト正答率[—](注4)	⑤ 同左[—]	⑤ 同左[98.1%]	⑤ 同左[98.2%]	⑤ 同左[98.3%]	
年度ごとの目標値	—			発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図る。	

(注1) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。

(注3) アンケート(「研修会を実施する」、「上司に報告する」、「同僚・部下に報告する」、「研修資料を回覧する」、「周知する予定はない」、「その他」から複数回答可。)において、「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。

(注4) 理解度テスト正答率については、研修後に実施した理解度テストの平均正答率を記載。公取委主催研修及び講師派遣先から要望のあった研修で理解度テストを実施(関東甲信越ブロックのみ)。

実績評価書資料

担当課 経済取引局総務課

1. 評価対象施策

**競争政策の普及啓発等
発注機関における入札談合の未然防止**

【具体的内容】

研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図ることによって、発注機関に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。

3. 評価の実施時期

令和4年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、競争的な市場環境を創出するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、競争的な市場環境を創出するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

公正取引委員会は、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援するため、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）等に係る研修会を主催しているほか、全国の発注機関に講師を派遣するなどして、発注機関の職員を対象に、入札談合等関与行為防止法等に係る研修を実施している。

平成30年度ないし令和3年度における研修の実施回数及び参加人数は、表1のとおりであり、公正取引委員会の担当事務所等ごとの実施回数及び参加人数は表2のとおりである。また、入札談合等関与行為防止法等に係る研修の参加者に対するアンケート調査結果は、表3ないし表6のとおりである。

表 1 入札談合等関与行為防止法等に係る研修会の実施回数及び参加人数

評価対象期間の実績値			
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
333 回 (26,162 人)	336 回 (24,841 人)	158 回 (15,993 人)	217 回 (26,623 人)

表 2 入札談合等関与行為防止法等に係る研修の主な参加者等

公正取引委員会に おける担当事務所等	実施回数及び参加人数			
	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
本局	86 回 (9,594 人)	85 回 (8,802 人)	40 回 (8,936 人)	61 回 (12,827 人)
北海道事務所	20 回 (998 人)	19 回 (833 人)	14 回 (415 人)	13 回 (1,062 人)
東北事務所	41 回 (3,151 人)	43 回 (2,431 人)	17 回 (1,386 人)	21 回 (1,738 人)
中部事務所	51 回 (3,432 人)	50 回 (3,151 人)	23 回 (992 人)	35 回 (2,541 人)
近畿中国四国事務所	39 回 (3,137 人)	35 回 (2,801 人)	16 回 (1,095 人)	24 回 (2,318 人)
中国支所	21 回 (1,275 人)	25 回 (1,930 人)	9 回 (508 人)	14 回 (648 人)
四国支所	21 回 (1,885 人)	22 回 (1,737 人)	8 回 (1,224 人)	19 回 (3,372 人)
九州事務所	47 回 (2,286 人)	48 回 (2,854 人)	25 回 (1,048 人)	25 回 (1,781 人)
沖縄公正取引室	7 回 (404 人)	9 回 (302 人)	6 回 (389 人)	5 回 (336 人)
合計	333 回 (26,162 人)	336 回 (24,841 人)	158 回 (15,993 人)	217 回 (26,623 人)

表 3 研修後のアンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合（理解度）

評価対象期間の実績値			
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
96.2%	95.9%	95.5%	95.5%

表4 研修後のアンケートにおいて、研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合（有益度）

評価対象期間の実績値			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
95.5%	94.9%	95.5%	94.6%

表5 研修参加後に研修の内容を職場において周知するか（複数回答可）

評価対象期間の実績値			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
87.9%	83.5%	84.2%	81.1%

※ 「職場で講習会を実施」、「上司に報告」、「同僚・部下に報告」、「資料回覧」すると回答した参加者の割合

表6 研修後に実施した理解度テストの正答率

評価対象期間の実績値			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
—	98.1%	98.2%	98.3%

※ 理解度テストは、令和元年度から実施した取組である。公取委主催研修及び講師派遣先から要望のあった研修で実施（関東甲信越ブロックのみ）。

なお、アンケート調査結果のうち、オンライン参加者分の回答を抽出した場合に、理解度等に差異が見られるかについて分析を試みたが、研修によっては、対面とオンラインが併用されており、提出されたアンケートを見てどちらの方法で受講したかを確認できない場合も多く、回答全体を正確に分析することは困難であった。そこで、令和3年度に本局で開催した研修のうち、全受講者がオンラインで受講したことが明らかな16回分の回答を集計して対比したところ、結果は下表のとおりであり、全体の結果と比べ著しい差異は見られなかった。

	全体 (令和3年度)	オンライン参加	差異
理解度（表3）	95.5%	92.0%	-3.5%
有益度（表4）	94.6%	92.9%	-1.7%
職場内周知（表5）	81.1%	81.0%	-0.1%

6. 評価

(1) 必要性

ア 入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求

入札談合は、独占禁止法が禁止するカルテルの典型事例であり、最も悪質な独占禁止法違反行為の1つである。また、入札談合は、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するものであり、特に発注者が国や地方公共団体の場合には、予算の適正な執行を阻害し、納税者である国民の利益を損ねる行為ともなる。それにもかかわらず、入札談合事件は依然として跡を絶たず、中には、発注機関職員が関与する、いわゆる「官製談合」事件も見受けられる。

官製談合に対し、発注機関による組織的な対応を求め、その再発を防止するため、平成14年7月24日に「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が制定（平成15年1月6日施行）され、その後、平成18年12月8日には発注機関の職員による入札等の妨害の罪の創設等を内容とする改正が行われ、法律名も「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」と改正されている（平成19年3月14日施行）。

公正取引委員会は、入札談合等関与行為防止法で規定する入札談合等関与行為があると認められた場合には、発注機関の長等に対し、当該行為の排除のために必要な改善措置を要求することができる。

公正取引委員会は、入札談合等関与行為防止法に基づき、これまでに、北海道岩見沢市、新潟市、旧日本道路公団、国土交通省（水門設備工事、車両管理業務及び土木工事の3件）、札幌市、防衛省、青森市、茨城県、鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び東京都の延べ12名に対して改善措置要求を行っている。

表7 最近の改善措置要求事例

事例	関与行為	改善措置要求
鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札参加業者らによる入札談合事件（H26.3.19）	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）発注の融雪・消雪基地機械設備工事の入札前に、未公表情報である予定価格を、特定の入札参加業者に教示	・平成26年3月、鉄道・運輸機構理事長に対し改善措置を要求 ・平成26年9月、鉄道・運輸機構が改善措置を報告

東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者による談合事件 (R1. 7. 11)	浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせにおいて、参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年7月、東京都知事に対し改善措置を要求 ・令和元年12月、東京都知事が改善措置を報告
---	--	---

イ 入札談合事件及び発注機関職員が入札談合に関与する事件が跡を絶たない理由

公正取引委員会は、発注機関における入札談合等防止のための取組について調査を実施している。平成30年6月に公表した「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」によると、

- ・ 例えば、発注担当職員が官製談合事件に関わることがないように特に注意すべき事項等を整理した発注担当者職員向けのマニュアルについて、「国の機関」及び「都道府県又は政令指定都市」でもマニュアルを作成している割合が半数に満たない（より規模の小さい地方公共団体では更に低い）程度にとどまっていること
- ・ 入札談合等関与行為防止法の研修を過去3年間に実施しているのは「国の機関」で52.0%、「人口5万人未満の地方公共団体」では4.8%にとどまっていること
- ・ 入札に参加する事業者等にOBが再就職している発注機関の中で、官製談合の未然防止の観点から取組を行っている割合が、「国の機関」で16.7%、「人口5万人未満の地方公共団体」で12.3%にとどまっていること

などが原因と考えられる。

入札談合の排除や未然防止を徹底するためには、発注機関における入札制度改革等の取組のほか、入札談合に関与しないように発注機関・職員の法令遵守に係る意識向上や体制面の整備等が不可欠である。

今後も、入札談合に関する経験、知見を有する公正取引委員会が、国（出先機関を含む。）、地方公共団体等の発注機関の職員に対する研修を実施し、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進し、発注機関職員のコンプライアンス意識の向上や知識の習得を通じて競争政策の定着を図ることが必要である。

(2) 有効性

入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修を実施することで、

発注機関の職員の入札談合等防止に係る理解が促進し、その意識・取引内容の向上につながることは、競争的な市場環境を創出することとなると考えられることから、当該研修の参加人数、研修参加者の理解度、有益度、研修参加者の職場内周知の予定の度合いを指標として設定し、効果を測定した。

ア 入札談合等関与行為防止法等に係る研修の実施回数及び参加人数

表1のとおり、令和3年度は217回（26,623人）、令和2年度は158回（15,993人）、令和元年度は336回（24,841人）、平成30年度は333回（26,162人）と推移している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少したものの、令和3年度は令和2年度の数字を上回り、コロナ禍前（令和元年度）の水準に戻りつつある。

イ 入札談合等関与行為防止法等についての理解度

表3のとおり、研修への出席により入札談合等関与行為防止法等についての理解が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合は、令和3年度は95.5%、令和2年度は95.5%、令和元年度は95.9%、平成30年度は96.2%となっており、各年度において「90%」を超える高い水準で推移している。また、表6のとおり、研修後に実施した理解度テストの正答率をみると、その平均正答率は、令和3年度で98.3%、令和2年度で98.2%、令和元年度で98.1%とこの点でも各年度において「90%」を超える高い水準で推移している。

ウ 研修の有益度

表4のとおり、研修の内容は入札談合等の未然防止を含む今後の業務に「役立つと思う」又は「多少役立つと思う」と回答した参加者の割合は、令和3年度は94.6%、令和2年度は95.5%、令和元年度は94.9%、平成30年度は95.5%となっており、この点でも、各年度において「90%」を超える高い水準で推移している。

エ 研修資料等へのアクセス環境

研修では、「入札談合の防止に向けて」と題する資料を配布して説明を行っているところ、同資料は、入札談合に関する法令や法執行手続等を網羅的に含んでいるほか、過去の事例を多数掲載している。参加者は研修後もいつでも同資料を参照することができるほか、研修を受けた職員が同資料を用いて研修に参加できなかった職員に対して説明することができるなど、同資料は、発注機関の職員の理解増進に寄与している。

また、同資料は、公正取引委員会ウェブサイトにもPDFファイルを掲載しダウンロードできるようになっている。さらに、令和3年3月には、入札談合等関与行為防止法に係る研修用動画を作成し、同月から、掲載を開始することで、発注機関の職員が容易に入札談合等関与行為防止法の説明を聞くことができる環境を構築している。

なお、公正取引委員会ウェブサイトの「入札談合の防止に向けて」と題する資料掲載ページへのアクセス回数は、令和3年度は8,095件、令和2年度は8,987件、令和元年度は7,485件、平成30年度は9,989件と推移している。また、令和3年度から掲載を開始した入札談合等関与行為防止法に係る説明動画のアクセス件数は3,309件となっている。

オ 職場内への周知

アンケート調査結果によれば、表5のとおり、研修を受けた後、「職場で講習会を実施」、「上司に報告」、「同僚・部下に報告」、「資料回覧」すること等としている参加者の割合は、令和3年度は81.1%、令和2年度は84.2%、令和元年度は83.5%、平成30年度は87.9%となっており、80%を超える水準で推移している。

なお、令和元年度以降割合が低下している要因としては、Web会議方式の利用拡大により、遠隔地（事務所、支所、出張所等）の職員も同時にオンライン参加ができるようになったことや、Web会議方式で配信した内容の録画配信により、職場内の関係職員等が後日受講する環境が整備されたことで、受講者による職場内への周知の必要性が少なくなったことが考えられる。また、Web会議方式ではなく対面方式で研修を実施している場合においても、新型コロナウイルスへの感染防止のため会場に多くの職員を集めることができないことから、研修を録画し研修に参加できなかった職員に配信するといった取組が進んでいる実態にあり、受講者による職場内への周知の必要性が少なくなったことが考えられる。

以上、ア～オの結果を踏まえると、発注機関の職員に対して実施している入札談合等関与行為防止法等に係る研修は、アのとおり、研修の参加人数は、令和3年度において、令和元年度に比しても増加しており、また、イのとおり、当該発注機関の職員における入札談合等関与行為防止法等の理解を促進し、さらに、ウのとおり、入札談合等防止に係る意識を向上させていると考えられる。オについては、80%を超える受講者が職場内への周知を行うとしており、Web会議方式の利用拡大等や、エの関連するウェブサイトへのアクセス状況が高水準となっていることを合わせると、職場内への取組内容の周知、理解増進にも資するものであったと考えられる。これらを踏まえると、本件取組は、発注機関に対して競争政策の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために有効であると評価できると考える。

(3) 効率性

ア 研修の参加人数

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、多くの発注機関で研修

実施が困難となっていた状況を踏まえ、令和2年度以降はWeb会議方式を利用した研修を実施している。また、Web会議方式で配信した内容を一定期間、後日録画で視聴して受講することも可能となっている。これにより、遠隔地（事務所、支所、出張所等）からのオンライン参加や、後日録画を視聴することによる受講が可能となり、参加人数増加の要因ともなっていると考えられる。

研修1回当たりの参加人数でも、令和3年度122.7人、令和2年度101.2人、令和元年度73.9人、平成30年度は78.5人と直近2年度で増加傾向にあり、本格的にWeb会議方式を利用した研修を実施するようになった令和2年度以降と、それ以前の時期を比較すると増加傾向がみられる。

イ 研修参加者の範囲等

研修を実施する際に当たっては、主催者である発注機関に対し、契約担当者だけでなく発注担当者やコンプライアンス担当部局の職員等にも出席を依頼すること、同一地域における複数出先機関の集約開催や遠隔地とのTV会議システム活用等の取組などにより、発注機関内で発注等の関係する業務に従事する職員が受講するように働きかけ、発注機関全体で、理解が共有されるように努めている。

以上、ア及びイを踏まえると、アのとおり、研修1回当たりの参加人数は、Web会議方式を本格的に導入した令和2年度以降増加しており、また、イのとおり、関係する業務に従事する職員に幅広く受講するように働きかけていることを踏まえると、本件取組は、効率的かつ効果的な取組となっていると考えられる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分

相当程度進展あり

(1) 判断根拠

測定指標のうち、「研修参加後の職場内周知の予定」については（80%を超える水準で推移しつつも）令和元年度以降割合が低下している状況ではあるものの、「研修参加人数」、「理解度」、「有益度」及び「理解度テスト正答率」について高い水準を維持している点を考慮し、全体としては、本施策は、競争的な市場環境の創出という目標に対し、相当程度進展があったと考えられる。

イ 施策の分析

今後も、入札談合に関する経験、知見を有する公正取引委員会が、国（出先機関を含む。）、地方公共団体等の発注機関の職員に対する研修を実施し、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進し、発注機関職員のコンプライアンス意識の向上や知識の習得を通じて競争政策の定着を図ることが必要である。

また、発注機関の職員の入札談合等関与行為防止法への理解増進に寄与するため、研修資料とともに、動画による説明資料を作成して公正取引委員会ウェブサイトに掲載し、発注機関の職員が、常時かつ容易に入札談合等関与行為防止法の説明を聞くことができる環境を構築している。

測定指標全体を通じて評価すれば、上記(1)~(3)のとおり、本件取組は、競争的な市場環境の創出のために必要かつ有効であり、また、その取組は効率的であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(ア) 施策

競争的な市場環境の創出のため、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

(イ) 測定指標

本件取組は、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進のために必要かつ有効であり、効率的な取組であったと評価できる。そのため、令和2年度から設定している「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図る」という目標設定の考え方を維持し、引き続き推進していく。

しかし、有効性の指標の1つである「研修参加後の職場内周知の予定」の結果について、令和元年度以降割合が低下していることに関し、録画配信の普及により受講者による職場内への周知の必要性が少なくなったことがその要因として考えられる。今後は、研修実施前に録画配信の予定について確認し、特に録画配信の予定がない場合には、研修資料の最後の方に職場での周知を促す、研修での説明の中で、職場での周知を参加者に求める時間を増やすなどにより、職場内周知に向けた働きかけを行うことが適当である。また、録画配信を行っている場合には職場内周知の必要性が減じていること等も踏まえ、例えば、録画配信の予定がある場合には、主催者に対し積極的に録画視聴の推奨を行っているかどうか等を確認し、その回答内容を指標として活用する、録画配信の予定がない場合には、引き続き受講者に対するアンケートの中で職場内周知の予定についての設問を設け、その回答を指標として用いるなど、設問設定の在り方等について検討を行う必要がある。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 研修の参加者の理解度等について、アンケートの回答をWeb会議の場合と対面の場合とでクロス集計するなどして、より有効な実施手法が何か分析してはどうか。</p> <p>(研修によっては、対面とWeb会議が併用されており、提出されたアンケートを見てどちらの方法で受講したかを確認できない場合もあり、正確な集計が難しい面はあるが、本局開催分のうち、Web会議のみで受講したことが明らかな講習会の理解度等に関するアンケートを集計して対比したところ、全体の結果と余り変わらない結果が出た旨回答し、実績評価書の「5. 施策の実施状況」の該当部分に当該結果を追記した。)</p> <p>○ 研修の内容を職場内で周知してもらうことが重要なのであれば、周知用のメールの文面も事前に作って例示するなど、動作指示を明確化して、参加者に伝えることが重要である。</p> <p>(研修の中で口頭で伝えているところではあるが、伝え方については、工夫していきたい旨回答した。)</p>	<p>小林委員</p>
<p>○ 研修の様子を収録して、後日、受講者が視聴する場合がありますとのことであるが、後日視聴する場合は双方向性に課題があるので、収録した動画を視聴した方からの質問にも対応できると、視聴者の理解が深まるのではないか。</p> <p>(研修の収録の中で、質問があればメールを送っていただきたい旨を伝えている旨回答した。)</p>	<p>多田委員</p>
<p>○ 実績評価書の「6(1)イ 入札談合事件及び発注機関職員が入札談合に関与する事件が跡を絶たない理由」に「研修を過去3年間に実施しているのは「国の機関」で52.0%、「人口5万人未満の地方公共団体」では4.8%にとどまっている」との記載がある。原則としては、発注機関は研修を実施しなければならないものだと思うので、研修を実施している発注機関名を公表するなどして、研修を実施していないところに自発的に研修を実施してもらうことを促すような取組を行ってはどうか。</p>	<p>池谷委員</p>

<p>(前回の実態調査は、平成 30 年に実施したものなので、今後、実態把握も踏まえ検討していきたい旨回答した。)</p>	
<p>○ 表 6 に理解度テストの正答率が記載されているが、正答率が高すぎる。今後に生かすためにはテストの内容を工夫し、内容を理解してもらえていないところを探したり、より深く理解してもらおう分野を確認するためのツールとして活用すべき。</p> <p>(最近の試行的な取組として、研修の実施前後に理解度テストを実施し、その結果の差を見るといったことは行っているが、テストの内容についても今後検討していく旨回答した。)</p>	南島委員
<p>○ テストの内容にも関わってくるのかもしれないが、明らかに違反だと分かるような事例よりは、実務の中でうっかりやっけてしまいそうなグレーな事例をなるべく出した方がよいと思う。</p> <p>(事例は、過去に当委員会が違反として扱った事例が多いので、受講者に考えてもらえるような事例を入れることを検討したい旨回答した。)</p> <p>○ 研修の開催回数は減っているものの、参加人数はコロナ前の数値に戻ってきているとの説明があったが、表 2 の令和 3 年度の地域ごとの参加人数を見ると、まだコロナ前の数値に戻っていない地域も見受けられる。この原因の分析は行っているのか。</p> <p>(各地域における Web 会議への対応状況も一因としてあると思うが、他に原因があるかどうかについては今後分析したい旨回答した。)</p>	中村委員

令和4年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添2-1

(公正取引委員会4-②)

施策名	競争政策の普及啓発等 競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化					
施策の概要	競争政策研究センター(CPRC)の活動として、①事業者、法曹等の実務家における競争政策に係る理解の増進を図るとともに、競争政策に係る先端的な課題等に関する議論・検討を深めるための公開のシンポジウム・セミナーの開催、②競争政策上の諸課題について議論を行うための検討会の開催、③先端的な課題等について、職員及び学識経験者等との議論を経て執筆する論考(ディスカッション・ペーパー(以下「DP」という。))の発表、④事業者、実務家、内外の研究者による講演会等の開催を行う。					
達成すべき目標	公開のシンポジウム・セミナーの開催及びCPRCの研究活動に係る情報発信を通じて、事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心を向上させることにより、事業者等に対する競争政策の定着を図り、競争的な市場環境の創出につなげるとともに、DPの発表、講演会等の開催等を通じて、研究内容に対する職員の関心及び研究成果に関する職員の理解を増進させることにより、競争政策に関する理論的・実証的基礎を強化し、法執行・政策立案機能の強化につなげる。					
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	27,988	33,153	30,026	25,282
		補正予算(b)	▲ 11	▲ 8,769	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	27,977	24,384		
執行額(千円)	11,749	14,130				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	公開セミナー及び国際シンポジウムの実施状況 ①開催回数 ②参加登録者数 ③新聞記事・雑誌記事への掲載件数	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
			①4回 ②806名 ③5件	①2回 ②630名 ③4件				
		年度ごとの目標値	①4回以上 ②300名以上 ③2件以上					
	競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		別紙1のとおり。						
		年度ごとの目標値						
	研究活動に係る情報発信等による事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上の程度	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		別紙2のとおり。						
		年度ごとの目標値						
	研究内容に対する職員の関心向上及び研究成果に関する職員の理解増進の程度	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		別紙3のとおり。						
		年度ごとの目標値						

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり 「研究活動に係る情報発信等による事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上」については、シンポジウム及び公開セミナーの参加人数は高い水準を維持しており、また、参加者の競争法・競争政策についての理解・関心が向上していること、テーマへの満足度が高いことが確認できている。加えて、CPRCウェブサイトについても高いアクセス数が確認されている。 また、「研究内容に対する職員の関心向上及び研究成果に関する職員の理解増進」については、検討会報告書、DP及び講演会等の一定数の公表又は開催実績があり、職員は講演会等に多数参加しているほかシンポジウム及び公開セミナーにも一定程度の参加がみられ、さらに、職員アンケートでもDP及び講演会等について「実務に非常に役に立った。」「職員の知識の向上に貢献しているものと思います。」等の回答がある。 以上から、本施策は、競争的な市場環境の創出及び法執行・政策立案機能の強化を図る上で、相当程度寄与したと考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、競争的な市場環境の創出及び法執行・政策立案機能の強化のために必要かつ有効であったと評価できる。 また、公開セミナー及びシンポジウム、講演会等の資料は、CPRCウェブサイトにも掲載しており、参加していない者に対する情報発信も行っていること、令和2年度からはイベントをWeb会議システムを用いて開催することでオンラインでの参加も可能としたこと等は、効率的であったと評価できる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き、本件取組を推進し、研究活動に係る情報発信等による事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上及び研究内容に対する職員の関心向上及び研究成果に関する職員の理解増進を図ることとする。 【測定指標】 各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンラインの利点として講演を録画できるという点があると思うので、動画サイト等で講演の録画を公開してはどうか。(中村委員) (公取委内部向けには試行的に講演者の同意を得た上で録画の公開を開始したところであるが、外部の事業者等向けについては今後検討したい旨回答した。) ○ 実績評価書の6(1)の「必要性」に関する記載については、CPRCの設置根拠の規定等を引用するなどして、端的に記載する方がよい。(南島委員) (意見を踏まえ、CPRCの設置訓令を参照しつつ、CPRCの目的について記載した。) ○ アウトカムについて。主にCPRCの研究活動は広く研究者のネットワークを繋げるためのプラットフォーム形成事業として取り組まれている。規制当局の最新知見の情報収集はこの中で行われている。こうした事業の中で何を重要指標として設定するのが課題となっているが、この点についてはアクティビティそのもののボリュームを最重要視すべきだろう。(南島委員) ○ 実績評価書の6(1)の「必要性」については、学識的知見に基づく公正取引委員会の活動が世の中に求められていることを記載すると、CPRCで行う研究に係る活動の必要性を主張しやすいのではないか。(小林委員) (意見を踏まえ、CPRC設置の必要性及びCPRCにおける個々の活動の必要性について記載した。) ○ 職員向けのアンケートで改善点等が見つかれば、それを次の取組につなげていければよいと思う。(小林委員) (職員向けのアンケートを行うことで、そもそもDPを知らないといった実態や、こういったテーマを取り上げてほしいといった要望が把握できたので、今後の取組に活かしていきたい旨回答した。) ○ 理論・実証研究は直ちには実務に活かしにくいという側面があり、その効果を評価するのは難しいと思われるので、政策評価の枠組みには合わない面もあるかもしれない。(小林委員) ○ シンポジウム等のアンケートでは、参加者の約8割が競争政策に対する理解・関心が向上したとのことであるが、公取委のイベントの意図がどれだけ伝わったのかという点が重要であると思う。(池谷委員) (今後、シンポジウムのアンケートを工夫するなどしたい旨回答した。)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	シンポジウム及び公開セミナーの参加者に対するアンケート
---------------------------	-----------------------------

担当部局名	官房	作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 菱沼 功	政策評価実施時期	令和4年4月～7月
-------	----	--------------------	----------	----------	-----------

		施策の進捗状況(実績)				
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
測定指標	競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。	公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。	公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。	公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。		
	① 公開セミナー参加人数	① 同左	① 同左	公開セミナーの開催実績なし。		
	(1) 確約手続の国際比較 ～日・米・欧の観点から～ [48名] (2) デジタルエコノミーと競争政策—事業戦略と競争ルールの望ましいあり方を考える— [210名] (3) スポーツと競争法～『人材と競争政策に関する検討会』報告書を踏まえて～ [103名]	(1) 競争政策研究センター設立15周年記念CPRCセミナー [23名]	公開セミナーの開催実績なし。			
② テーマ選定に係る公開セミナー参加者の満足度[-%](注1)	② 同左	② 同左	公開セミナーの開催実績なし。			
(1) 同上 [96.2%] (2) 同上 [92.7%] (3) 同上 [88.0%]	(1) 同上 [-%]					
③ 国際シンポジウムの参加人数	③ 同左	③ 同左	国際シンポジウム参加人数 [156名] (テーマ: 多様化する働き方と経済活性化～競争政策にできること～)			
(1) 国際シンポジウム参加人数 [86名] (テーマ: グローバル経済の下での企業結合規制: これまでの軌跡と次の10年の課題) (2) 大阪国際シンポジウム参加人数 [219名] (テーマ: デジタル・エコノミーの進展と競争政策～IoT、データ、プラットフォーム・ビジネスと法～)	(1) 国際シンポジウム参加人数 [319名] (テーマ: ビッグデータとAIの活用がもたらす新しいビジネスと競争政策) (2) 国際シンポジウム参加人数 [92名] (テーマ: 企業結合と業務提携)	国際シンポジウム参加人数 [204名] (テーマ: デジタル市場におけるデータ集中と競争政策)				

		大阪国際シンポジウム参加人数 [121名](テーマ: (3) デジタル社会における新たな競争政策～プラットフォーム&個人情報保護～)			
	④ テーマ選定に係る国際シンポジウム参加者の満足度[-%](注1)	④ 同左	④ 同左		
	(1) 同上[88.6%]	(1) 同上[86.1%]	(1) 同上[75.3%]		
	(2) 同上[84.2%]	(2) 同上[83.3%]	(2) 同上[86.6%]		
		(3) 同上[93.9%]			
	⑤ 公正取引委員会ウェブサイトのCPRCディスカッション・ペーパーのトップページへのアクセス件数[4,210件](注2)	⑤ 同左[3,417件]	⑤ 同左[2,361件]		
年度ごとの目標値	公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことにより、競争政策の定着を図る。			-	

(注1) 満足度については、アンケートにおいて公開のシンポジウム・セミナーのテーマについて、「大変満足」を5、「おおむね満足」を4、「非常に不満」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。なお、テーマ選定に係るアンケート調査は平成28年度より実施している。

(注2) CPRCディスカッション・ペーパーとは、競争政策研究センターの客員研究員及び研究員による専門的研究の成果やセンターが主催するシンポジウムで公表された内外の専門家による講演テキストなどからなる論文シリーズである。

		施策の進捗状況(実績)				
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
測定指標	研究活動に係る情報発信等による事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上の程度				<p>CPRCの研究活動に係る情報発信等により、事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心の向上に努めた。</p> <p>① 公開のシンポジウム・セミナーの開催回数[4回]</p> <p>② 公開のシンポジウム・セミナーの参加人数[941名] (うち職員以外の参加人数(一名))</p> <p>(1) 公開セミナー (テーマ:デジタルプラットフォームの現状と未来) [214名] (うち職員以外の参加人数(一名))</p> <p>(2) 大阪シンポジウム (テーマ:業務提携:社会が変わるイノベーションをどう実現するか?~研究開発、異業種データ連携、そして独占禁止法~)[259名] (うち職員以外の参加人数(一名))</p> <p>(3) 公開セミナー (テーマ:Competition Overdose)[146名] (うち職員以外の参加人数(一名))</p> <p>(4) 国際シンポジウム (テーマ:新時代の競争政策の在り方~経済格差・イノベーション~) [322名] (うち職員以外の参加人数(一名))</p>	<p>CPRCの研究活動に係る情報発信等により、事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心の向上に努めた。</p> <p>① 同左[4回]</p> <p>② 同左[1,026名] (うち職員以外の参加人数(899名))</p> <p>公開セミナー (テーマ:Competition law enforcement and competition (1) regulation: the digital challenge) [249名] (うち職員以外の参加人数(221名))</p> <p>大阪シンポジウム (テーマ:スタートアップの成長と競争政策)[196名] (うち職員以外の参加人数(166名))</p> <p>公開セミナー (テーマ:デジタルプラットフォームと競争:独禁法・透明化法上の諸課題)[270名] (うち職員以外の参加人数(245名))</p> <p>国際シンポジウム (テーマ:グリーン成長と競争政策) [311名] (うち職員以外の参加人数(267名))</p>

					<p>③ 競争法・競争政策について参加者の理解・関心が向上した割合</p> <p>(1) 同上[89.4%]</p> <p>(2) 同上[91.2%]</p> <p>(3) 同上[82.6%]</p> <p>(4) 同上[90.0%]</p> <p>④ テーマ設定の満足度</p> <p>(1) 同上[91.2%]</p> <p>(2) 同上[89.1%]</p> <p>(3) 同上[-%]</p> <p>(4) 同上[93.8%]</p> <p>⑤ CPRCウェブサイトへのアクセス件数 [41,723件]</p>	<p>③ 同左</p> <p>(1) 同上[93.3%]</p> <p>(2) 同上[91.7%]</p> <p>(3) 同上[96.9%]</p> <p>(4) 同上[83.3%]</p> <p>④ 同左</p> <p>(1) 同上[92.2%]</p> <p>(2) 同上[92.1%]</p> <p>(3) 同上[97.0%]</p> <p>(4) 同上[88.6%]</p> <p>⑤ 同左[31,604件]</p>
年度ごとの 目標値		-			CPRCの研究活動に係る情報発信等により、事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心を向上させる。	

		施策の進捗状況(実績)				
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
測定指標	研究内容に対する職員の関心向上及び研究成果に関する職員の理解増進の程度				CPRCの研究内容に対する職員の関心の向上又は研究成果に関する職員の理解の増進に努めた。 ① 検討会報告書の公表件数[0件] ② DPの公表件数[5件] ③ 公開のシンポジウム・セミナー、講演会等の開催回数[41回] ④ 公開のシンポジウム・セミナー、講演会等への職員の参加人数[999名]	CPRCの研究内容に対する職員の関心の向上又は研究成果に関する職員の理解の増進に努めた。 ① 同左[1件] ② 同左[9件] ③ 同左[47回] ④ 同左[1,022名] ⑤ 講演会等への職員の参加人数[895名] ⑥ 公開のシンポジウム・セミナーの職員の参加人数[127名] 公開セミナー(テーマ: Competition law enforcement and competition regulation: the digital challenge)[28名] 大阪シンポジウム(テーマ: スタートアップの成長と競争政策)[30名] 公開セミナー(テーマ: デジタルプラットフォームと競争: 独禁法・透明化法上の諸課題)[25名] 国際シンポジウム(テーマ: グリーン成長と競争政策)[44名]
	年度ごとの目標値	-			CPRCの研究内容に対する職員の関心を向上させる又は研究成果に関する職員の理解を増進させる。	

実績評価書資料

担当課 官房参事官

1. 評価対象施策

競争政策の普及啓発等

競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化

【具体的内容】

競争政策研究センター（CPRC）の活動として、①事業者、法曹等の実務家における競争政策に係る理解の増進を図るとともに、競争政策に係る先端的な課題等に関する議論・検討を深めるための公開のシンポジウム・セミナーの開催、②競争政策上の諸課題について議論を行うための検討会の開催、③先端的な課題等について、職員及び学識経験者等との議論を経て執筆する論考（ディスカッション・ペーパー（以下「DP」という。）の発表、④事業者、実務家、内外の研究者による講演会等の開催を行う。

2. 施策の目標（目標達成時期）

公開のシンポジウム・セミナーの開催及び CPRC の研究活動に係る情報発信を通じて、事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心を向上させることにより、事業者等に対する競争政策の定着を図り、競争的な市場環境の創出につなげるとともに、DP の発表、講演会等の開催等を通じて、研究内容に対する職員の関心及び研究成果に関する職員の理解を増進させることにより、競争政策に関する理論的・実証的基礎を強化し、法執行・政策立案機能の強化につなげる。（平成 30 年度ないし令和 3 年度）

3. 評価の実施時期

令和 4 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、競争的な市場環境の創出及び法執行・政策立案機能の強化のために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、競争的な市場環境の創出及び法執行・政策立案機能の強化のために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況¹

- (1) 研究活動に係る情報発信等による事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上

公正取引委員会は、独占禁止法の執行や競争政策の企画・立案及び評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するため、競争政策研究センター（以下「CPRC」という。）を設置し、競争政策上の先端的な課題の研究活動、競争政策の普及・啓発活動を実施している。

ア 公開のシンポジウム・セミナー

(7) シンポジウム

CPRC では、競争政策に関する国内外との交流拠点の機能を果たすため、海外の競争当局担当者や国内外の学識経験者を迎えたシンポジウムを開催している。

平成 30 年度ないし令和 3 年度に開催したシンポジウムのテーマ・講演者等は、表 1 のとおりである。

表 1 平成 30 年度ないし令和 3 年度に開催したシンポジウムのテーマ・講演者等

平成 30 年度	<p>（平成 30 年 5 月 18 日）（参加人数 319 名）（会場：イイノホール）</p> <p>第 15 回国際シンポジウム「ビッグデータと AI の活用がもたらす新しいビジネスと競争政策」</p> <p>[講演者]</p> <p>Joshua Gans（トロント大学教授）</p> <p>Svend Albaek（欧州委員会競争総局副チーフエコノミスト）</p> <p>Ariel Eizrachi（オックスフォード大学教授）</p> <p>[コメンテーター]</p> <p>後藤 晃（東京大学名誉教授・CPRC 研究顧問）</p> <p>[モデレーター]</p> <p>岡田 羊祐（一橋大学大学院経済学研究科教授・CPRC 所長）</p> <p>[パネリスト]</p> <p>Joshua Gans（トロント大学教授）</p> <p>Svend Albaek（欧州委員会競争総局副チーフエコノミスト）</p> <p>Ariel Eizrachi（オックスフォード大学教授）</p>
	<p>（平成 30 年 11 月 9 日）（参加人数 92 名）（会場：ベルサール御成門駅前）</p> <p>第 16 回国際シンポジウム「企業結合と業務提携」</p>

¹ 令和元年度までの測定指標である「公開セミナー及び国際シンポジウムの実施状況」及び「競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況」については現在の測定指標のうち「研究活動に係る情報発信等による事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上」に包含されることから、まとめて記載している。

	<p>[報告者] Michael Han (方達法律事務所弁護士) Herbert Fung (シンガポール競争委員会 Director (Business and Economics)) 深町 正徳 (公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課長) William R. Vigdor (Vinson & Elkins LLP 弁護士) Kyriakos Fountoukakos (Herbert Smith Freehills LLP 弁護士)</p> <p>[コメンテーター] 大軒 敬子 (ホワイト&ケース法律事務所/ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士)</p>
	<p>(平成30年12月7日) (参加人数121名) (会場:大阪弁護士会館) 第2回大阪国際シンポジウム「デジタル社会における新たな競争政策～プラットフォーム&個人情報保護～」</p> <p>[報告者] 泉水 文雄 (神戸大学教授) Liyang Hou (上海交通大学教授) Anne-Sophie Choné-Grimaldi (パリ・ナンテール大学教授) 佐脇 紀代志 (個人情報保護委員会事務局参事官) 杉本 武重 (バード&バード法律事務所ブリュッセルオフィス・パートナー弁護士) 板倉 陽一郎 (ひかり総合法律事務所弁護士・理研 AIP センター客員主管研究員)</p> <p>[コメンテーター] Antonio Capobianco (OECD 競争課 Senior Competition Expert) 根岸 哲 (神戸大学特命教授)</p> <p>[モデレーター] Thomas K Cheng (香港大学准教授) 岡田 羊祐 (CPRC 所長)</p>
令和元年度	<p>(令和元年6月20日) (参加人数156名) (会場: CIRQ 新宿) 第17回国際シンポジウム「多様化する働き方と経済活性化～競争政策にできること～」</p> <p>[講演者] Thomas Rønne (デンマーク・コペンハーゲンビジネススクール教授) 多田 敏明 (日比谷総合法律事務所弁護士) 神林 龍 (一橋大学経済研究所教授) 山田 弘 (公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官) Victoria Daskalova (オランダ・トゥウェンテ大学准教授)</p> <p>[モデレーター]</p>

	<p>岡田 羊祐（CPRC 所長・一橋大学大学院経済学研究科教授） [パネリスト] Thomas Rønne（デンマーク・コペンハーゲンビジネススクール教授） 多田 敏明（日比谷総合法律事務所弁護士） 神林 龍（一橋大学経済研究所教授） 山田 弘（公正取引委員会官房政策立案総括審議官） Victoria Daskalova（オランダ・トゥウェンテ大学准教授）</p> <p>（令和元年 12 月 12 日）（参加人数 204 名）（会場：一橋講堂） 第 18 回国際シンポジウム「デジタル市場におけるデータ集中と競争政策」 [講演者] Jacques Crémer（フランス・トゥールーズ第 1 大学経済学部教授） Tommaso Valletti（イギリス・インペリアルカレッジ・ロンドン経済学部教授） Leslie Marx（アメリカ・デューク大学経済学部教授） 深町 正徳（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課長） [モデレーター] 大橋 弘（CPRC 主任研究官） [パネリスト] 青木 玲子（公正取引委員会委員） Jacques Crémer（フランス・トゥールーズ第 1 大学経済学部教授） Tommaso Valletti（イギリス・インペリアルカレッジ・ロンドン経済学部教授） Leslie Marx（アメリカ・デューク大学経済学部教授）</p>
令和 2 年度	<p>（令和 2 年 11 月 6 日）（参加人数 259 名）（オンライン開催） 第 3 回大阪シンポジウム「業務提携：社会が変わるイノベーションをどう実現するか？～研究開発、異業種データ連携、そして独占禁止法～」 [講演者] 宮井 雅明（立命館大学法学部教授・CPRC 主任研究官） 日高 洋祐（株式会社 MaaS Tech Japan 代表取締役 CEO） 藤本 哲也（公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官・CPRC 次長） [モデレーター] 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・CPRC 所長） 酒匂 景範（大江橋法律事務所弁護士）</p>

	<p>[パネリスト]</p> <p>宮井 雅明（立命館大学法学部教授・CPRC 主任研究官） 齊藤 高広（南山大学法学部教授・CPRC 主任研究官） 福永 啓太（アリックスパートナーズ・アジア・エルエルシー ディレクター） 日高 洋祐（株式会社 MaaS Tech Japan 代表取締役 CEO） 落合 孝文（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士） 泉水 文雄（神戸大学大学院法学研究科教授） 渡辺 安虎（東京大学大学院経済学研究科教授・東京大学エコノミックコンサルティング株式会社取締役）</p> <hr/> <p>（令和3年3月5日）（参加人数 322 名）（オンライン開催） 第 19 回国際シンポジウム「新時代の競争政策の在り方～経済格差・イノベーション～」</p> <p>[講演者] Jonathan B. Baker（アメリカン大学ワシントンロースクール教授） Jason Furman（ハーバード大学ケネディスクール教授）</p> <p>[モデレーター] 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授、CPRC 所長）</p> <p>[パネリスト] Jonathan B. Baker（アメリカン大学ワシントンロースクール教授） Jason Furman（ハーバード大学ケネディスクール教授） 大橋 弘（東京大学公共政策大学院院長、東京大学大学院経済学研究科教授、CPRC 主任研究官）</p>
令和3年度	<p>（令和3年11月26日）（参加人数 196 名）（オンライン開催） 第 4 回大阪シンポジウム「スタートアップの成長と競争政策」</p> <p>[講演者] 栗谷 康正（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引調査室長） 本庄 裕司（中央大学商学部教授、経済産業研究所ファカルティフェロー）</p> <p>[モデレーター] 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授、CPRC 所長）</p> <p>[パネリスト] 板崎 一雄（三浦法律事務所パートナー弁護士、ドーナッツロボティクス社 COO&CLO） 泉水 文雄（神戸大学大学院法学研究科教授） 本庄 裕司（中央大学商学部教授、経済産業研究所ファカルティフェロー）</p>

	<p>エロー)</p> <p>(令和4年3月25日)(参加人数311名)(会場:公正取引委員会/ オンライン開催)</p> <p>第20回国際シンポジウム「グリーン成長と競争政策」 [講演者] Jeroen Capiou (欧州委員会競争総局 Policy Officer) Caroline Wolberink (オランダ消費者・市場庁 Head of Sustainability Team) [モデレーター] 宮井 雅明 (立命館大学法学部教授、CPRC 主任研究官) [パネリスト] Jeroen Capiou (欧州委員会競争総局 Policy Officer) Caroline Wolberink (オランダ消費者・市場庁 Head of Sustainability Team) 高宮 雄介 (森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士) 柳 武史 (一橋大学大学院法学研究科准教授)</p>
--	--

(注) 講演者等の役職は開催時点のものである。

(4) 公開セミナー

CPRC は、国内外の学識経験者・有識者を講演者とし、主として学術関係者を対象として、アカデミックな議論を深めることを目的として、公開セミナーを開催している。

平成30年度ないし令和3年度に開催した公開セミナーのテーマ・講演者等は、表2のとおりである。

表2 平成30年度ないし令和3年度に開催した公開セミナーのテーマ・講演者等

平成30年度	<p>(平成30年10月26日)(参加人数23名)(会場:公正取引委員会) 競争政策研究センター設立15周年記念CPRCセミナー [講演者・パネリスト] 鈴木 興太郎 (一橋大学名誉教授・早稲田大学荣誉フェロー・日本 学士院会員・CPRC 研究顧問) 小田切 宏之 (一橋大学名誉教授・CPRC 研究顧問) 岡田 羊祐 (一橋大学大学院経済学研究科教授・CPRC 所長)</p>
令和元年度	開催なし
令和2年度	<p>(令和2年9月7日)(参加人数214名)(オンライン開催) 第47回公開セミナー「デジタルプラットフォームの現状と未来」 [講演者]</p>

	<p>松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・CPRC 所長） 泉水 文雄（神戸大学大学院法学研究科教授・CPRC 研究顧問） 武田 邦宣（大阪大学大学院法学研究科教授・CPRC 研究顧問）</p> <p>（令和2年12月11日）（参加人数146名）（オンライン開催） 第48回公開セミナー「Competition Overdose」 [講演者] Ariel Ezrachi（オックスフォード大学教授） Maurice E. Stucke（テネシー大学教授）</p>
令和3年度	<p>（令和3年6月18日）（参加人数249名）（オンライン開催） 第49回公開セミナー「Competition law enforcement and competition regulation: the digital challenge」 [講演者] Frederic Jenny（OECD 競争委員会議長、ESSEC パリ・ビジネススクール教授）</p> <p>（令和4年2月4日）（参加人数270名）（オンライン開催） 第50回公開セミナー「デジタルプラットフォームと競争：独禁法・透明化法上の諸課題」 [講演者・パネリスト] 和久井 理子（京都大学大学院法学研究科教授） 池田 大起（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室室長補佐） 日置 純子（経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室長） 角田 美咲（経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室法令専門官） 柴田 潤子（香川大学法学部教授）</p>

（注）講演者等の役職は開催時点のものである。

イ 競争法・競争政策について参加者の理解・関心が向上した割合
 前記アのシンポジウム及び公開セミナーの参加者に対するアンケート調査を実施したところ、シンポジウム又は公開セミナー参加後に競争法・競争政策について参加者の理解・関心が向上した割合²に関するアンケート結果は、表3及び表4のとおりである。

² 当該割合は、令和2年度に目標を修正したことに伴い、令和2年度から測定することとした。

表3 シンポジウム参加後に競争法・競争政策について参加者の理解・関心が向上した割合

	かなり深 まった	まあまあ 深まった	あまり変 わらない	全く変わ らない
第3回大阪シンポジウム (令和2年11月6日)	25.5%	65.7%	8.0%	1.0%
第19回国際シンポジウム (令和3年3月5日)	40.0%	50.0%	7.7%	2.3%
第4回大阪シンポジウム (令和3年11月26日)	33.3%	58.3%	7.1%	1.0%
第20回国際シンポジウム (令和4年3月25日)	32.1%	51.3%	15.4%	1.0%

(注) 令和元年度までは、参加者に対するアンケートにおいて該当する設問を設定していなかった。

表4 公開セミナー参加後に競争法・競争政策について参加者の理解・関心が向上した割合

	かなり深 まった	まあまあ 深まった	あまり変 わらない	全く変わ らない
第47回(令和2年9月7日)	42.5%	44.1%	7.9%	2.4%
第48回(令和2年12月11日)	56.5%	26.1%	17.4%	0.0%
第49回(令和3年6月18日)	43.8%	49.4%	6.7%	0.0%
第50回(令和4年2月4日)	52.0%	44.9%	1.0%	2.0%

(注1) 競争政策研究センター設立15周年記念CPRCセミナー(平成30年10月26日)においては、参加者に対するアンケートを実施しなかった。

(注2) 令和元年度においては、公開セミナーの開催実績がなかった。

ウ テーマ設定の満足度

前記アのシンポジウム及び公開セミナーの参加者に対するアンケート調査を実施したところ、テーマ設定の満足度に関するアンケート結果は表5及び表6のとおりである。

表5 シンポジウムのテーマ設定の満足度

	大変満 足	おおむ ね満足	普通	やや不 満	非常 に不満
第15回国際シンポジウム (平成30年5月18日)	32.2%	53.9%	10.4%	3.5%	0.0%

第16回国際シンポジウム (平成30年11月9日)	33.3%	50.0%	16.7%	0.0%	0.0%
第2回大阪国際シンポジウム (平成30年12月7日) 上段：第1部、下段：第2部	45.6% 54.4%	47.4% 40.4%	7.0% 5.3%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%
第17回国際シンポジウム (令和元年6月20日)	31.5%	43.8%	23.6%	1.1%	0.0%
第18回国際シンポジウム (令和元年12月12日)	53.7%	32.8%	11.9%	1.5%	0.0%
第3回大阪シンポジウム (令和2年11月6日)	34.0%	55.1%	10.2%	0.0%	0.7%
第19回国際シンポジウム (令和3年3月5日)	49.6%	44.2%	4.7%	1.6%	0.0%
第4回大阪シンポジウム (令和3年11月26日)	39.3%	52.8%	7.9%	0.0%	0.0%
第20回国際シンポジウム (令和4年3月25日)	50.6%	38.0%	8.9%	2.5%	0.0%

表6 公開セミナーのテーマ設定の満足度

	大変満足	おおむね満足	普通	やや不満	非常に不満
第47回(令和2年9月7日)	55.1%	35.4%	7.9%	0.8%	0.0%
第48回(令和2年12月11日)	-	-	-	-	-
第49回(令和3年6月18日)	60.0%	32.2%	6.7%	1.1%	0.0%
第50回(令和4年2月4日)	67.7%	29.3%	3.0%	0.0%	0.0%

(注1) 競争政策研究センター設立15周年記念CPRCセミナー(平成30年10月26日)においては、参加者に対するアンケートを実施しなかった。

(注2) 令和元年度においては、公開セミナーの開催実績がなかった。

(注3) 第48回公開セミナーにおいては、参加者に対するアンケートに該当する設問を設定していなかった。

エ CPRC ウェブサイト

CPRC ウェブサイトでは、シンポジウム及び公開セミナーに関する講演資料等をはじめ、CPRCでの研究成果である検討会報告書及びDPの全文、実施した講演会等のテーマ等のCPRCにおける活動状況について掲載している。

CPRC ウェブサイトトップページへのアクセス件数³は、令和2年度が41,723件、令和3年度が31,604件である。

(2) 研究内容に対する職員の関心向上及び研究成果に関する職員の理解増進の程度⁴

ア 検討会

CPRCでは、競争政策上の課題について議論を行うため、検討会委員として有識者等の参画を得て、検討会を開催している。

令和3年度においては、令和3年6月25日、「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書を公表した。

イ DP

CPRCでは、競争政策上の先端的な課題等について、学識経験者等がCPRCでの研究の成果を、執筆者の名義・責任の下にDPとして公表している。

令和2年度以降に公表されたDP一覧は、表9のとおりである。

表9 令和2年度以降に公表されたDP一覧

	公表年月日	タイトル・執筆者（注）
令和2年度	令和2年4月7日	「垂直取引関係が存在する下での川上企業による直接販路開設について」 潘 聡（京都産業大学経済学部助教・CPRC客員研究員） 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・CPRC所長） 水野 倫理（神戸大学大学院経済学研究科准教授・CPRC客員研究員）
	令和2年5月26日	「Detecting Collusions in Japanese Municipalities」 猪俣 賢太郎（秀明大学総合経営学部助教・元CPRC客員研究員） 川合 慶（カリフォルニア大学バークレー校経済学部助教授・元CPRC客員研究員） 中林 純（近畿大学経済学部准教授・CPRC主任研究官）
	令和2年6月30日	「Labor Market Concentration on Wage, Employment, and Exit of Plants: Empirical Evidence with Minimum Wage Hike」

³ 当該割合は、令和2年度に目標を修正したことに伴い、令和2年度から測定することとした。

⁴ 令和2年度から測定指標として設定したため、当該年度以降の実績について記載している。

		泉 敦子（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課・CPRC 研究員） 児玉 直美（日本大学経済学部教授・CPRC 客員研究員） 権 赫旭（日本大学経済学部教授・CPRC 客員研究員）
	令和 2 年 8 月 21 日	「Horizontal Mergers in the Presence of Network Externalities」 佐藤 進（一橋大学経済研究所講師）
	令和 2 年 9 月 30 日	「Innovation and Competition」 上續 高裕（公正取引委員会事務総局経済分析チーム経済分析メンバー・CPRC 研究員） 大宮 俊吾（公正取引委員会事務総局経済分析チーム経済分析メンバー・CPRC 研究員） 下津 秀幸（公正取引委員会事務総局経済分析チームストラテジスト・CPRC 研究員）
令和 3 年度	令和 3 年 5 月 28 日	「企業結合に関する事後検証②～日本精工による天辻鋼球製作所の株式取得についての差分の差分分析～」 小松原 崇史（上武大学ビジネス情報学部准教授・CPRC 客員研究員）
	令和 3 年 5 月 28 日	「Informal Incentives, Labor Supply, and the Effect of Immigration on Wages」 Matthias Fahn（ヨハネス・ケプラー大学（リンツ）助教授） 室岡 健志（大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授・CPRC 客員研究員）
	令和 3 年 6 月 25 日	「オンラインプラットフォームにおける搾取型濫用行為規制の理論～フェイスブックケース（ドイツ連邦カルテル庁決定）を手掛かりとして～」 柴田 潤子（香川大学法学部教授・CPRC 客員研究員） 東條 吉純（立教大学法学部教授・CPRC 客員研究員）
	令和 3 年 9 月 15 日	「Cross-Market Platform Competition in Mobile App Economy」 善如 悠介（神戸大学大学院経営学研究科准教授）
	令和 3 年 10 月 8 日	「EU 等における選択的流通関連事件の検証」 多田 英明（東洋大学法学部教授・元 CPRC 客員研究員）
	令和 3 年 10 月 27 日	「プライスシグナリングに対する競争法による規律－欧米における議論及び事例を踏まえて不当な取引制限の条項との関係を整理する」 池田 毅（池田・染谷法律事務所弁護士・元 CPRC 客員研

	究員) 高宮 雄介(森・濱田松本法律事務所弁護士・元 CPRC 客員研究員)
令和4年 1月14日	「部分的株式所有を伴う企業間提携の理論分析」 森田 穂高(一橋大学経済研究所教授) 秋山 薫平(株式会社メンバーズデータアドベンチャーカンパニーデータアナリスト) 荒 知宏(福島大学経済経営学類准教授) 野口 翔右(ライス大学経済学部博士課程学生) Arghya Ghosh (Professor, School of Economics, UNSW Business School, UNSW Sydney)
令和4年 3月18日	「アルゴリズムと共謀—経済分析のサーベイと競争政策への含意—」 小田切 宏之(一橋大学名誉教授)
令和4年 3月29日	「標準必須特許と他の商品のセット供給の独占禁止法上の検討 ～米国 FTC v. Qualcomm を素材として～」 白石 幸輔(公正取引委員会事務総局審査局管理企画課企画室・CPRC 研究員)

(注) 執筆者の役職は公表時点のものである。

ウ 講演会等

CPRC では、シンポジウム及び公開セミナーのほか、主として職員向けに CPRC セミナー、BBL (Brown Bag Lunch) ミーティング、研究成果発表会、事件等解説会等の講演会等を開催している。

CPRC セミナーとは、競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資するために開催する、有識者による講演である。令和2年度においては7件、令和3年度においては21件開催した。

BBL (Brown Bag Lunch) ミーティングとは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、昼食時間等を利用して開催する、有識者による講演である。令和2年度においては10件、令和3年度においては5件開催した。

研究成果発表会とは、CPRC で研究を行った者が執筆した DP 等の研究成果について発表するものである。令和2年度においては2件、令和3年度においては3件開催した。

事件等解説会とは、公正取引委員会が実施した事件審査や実態調査等について担当者が解説するものである。令和2年度においては3件、令和3年度においては1件開催した。

その他に、前記(1)アの公開のシンポジウム・セミナー及び DP の作成過

程で開催しているワークショップを令和2年度においては19件、令和3年度においては17件開催した。

6. 評価⁵

(1) 必要性

独占禁止法の執行や競争政策の企画・立案及び評価は、経済学等に理論的基礎を置くものであり、経済学等の理論的基礎を法執行等に適切に応用していく上で、外部の研究者や実務家といった知的資源と公正取引委員会職員との間で、情報を共有し、密接に意見交換を行う機能的・持続的な環境を整備するためにCPRCを設置することが必要である。

また、CPRCの一連の活動は、独占禁止法の執行や競争政策の企画・立案及び評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するとの目的に照らして、公正取引委員会が、その政策的問題意識を踏まえて主体的に研究活動を行い、中長期的な政策課題を発見するとともに、これまでの執行活動等へのフィードバックを得るために必要なものである。

個々の活動の必要性については以下のとおりである。

ア 事業者等に対する研究活動に係る情報発信等

(7) 公開のシンポジウム・セミナー

CPRCが開催しているシンポジウム及び公開セミナーでは、表1及び表2のとおり、競争政策上注目されているテーマについて、海外の競争当局担当者や国内外の学識経験者等をスピーカーに招いて、講演やパネルディスカッションを行っている。

競争政策上注目されているテーマについて、海外の競争当局担当者や学識経験者等の発言内容を日本語に通訳した上で、スピーカーの発言内容を事業者等に対して定期的・継続的に発信する取組は、我が国においてはCPRCのシンポジウム及び公開セミナー以外には見受けられないところ、引き続きこれらのイベントを継続することが期待されている。

(4) CPRCウェブサイト

CPRCウェブサイトには、CPRCの研究成果である検討会報告書及びDPの全文、シンポジウムや公開セミナーの情報ははじめ、その他の講演会等の情報を含めて、CPRCで発信しているほぼ全ての情報がまとめら

⁵ 令和元年度までの測定指標である「公開セミナー及び国際シンポジウムの実施状況」及び「競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況」については現在の測定指標のうち「研究活動に係る情報発信等による事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上」に包含されることから、まとめて検討している。

れている。

事業者等にとっては、競争政策上の先端的な課題や最新の競争法・競争政策の動向についてフォローし分析することが、競争的な市場環境の下で事業活動を行う上で重要であるが、競争政策上の先端的な課題等に関するCPRCにおける研究成果にアクセスするには、検討会報告書及びDPの全文が、利便性の高いオンライン上に掲載されていることが必要である。

また、前記（ア）のとおり、シンポジウム及び公開セミナーは関係者によるニーズや関心が高いが、参加を希望していた関係者が都合により不参加となる場合や、参加した関係者が学識経験者等による発言内容を後日確認したい場合等が発生するため、検討会報告書及びDPの全文と同様、シンポジウムや公開セミナーの資料等が、オンライン上に掲載されていることが必要である。

以上のとおり、シンポジウム及び公開セミナーの実施並びにCPRCウェブサイトの開設によって事業者等に対しCPRCでの研究活動に係る情報発信等を行うことは、事業者等のニーズや関心に的確に応えつつ事業者等に対する競争政策の定着を図り、競争的な市場環境の創出につなげるために必要である。

イ 職員に対する研究活動に係る情報発信等

(7) 検討会報告書及びDP

検討会報告書及びDPは、独占禁止法及び競争政策に関連する先進的な研究の成果を記したものである。これまでに公開した検討会報告書及びDPは、CPRCウェブサイトにもその全文が掲載されている。

職員は、競争政策上の先端的な課題に関する業務に従事する場合があるところ、このような業務に備えて当該課題に関する理解を深めることができるよう、また、CPRCにおける研究成果に関連する業務が発生した際に参考とすることができるよう、検討会報告書及びDPの全文が、利便性の高いオンライン上に掲載されていることが必要である。

(4) 講演会等

CPRCセミナーは、競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資することを目的として行っている。

BBLは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について理解を深めることを目的として行っている。

研究成果発表会は、CPRCにおける研究成果であるDPについて理解を

深めることを目的として行っている。

事件等解説会は、公正取引委員会が実施した事件審査や実態調査等について理解を深めることを目的として行っている。

その他に公開のシンポジウム・セミナーやDPのワークショップを開催している。

職員は、競争政策上の先端的な課題に関する業務に従事する場合があるところ、このような業務に備えて当該課題に関する理解を深めることができるよう、また、CPRCにおける研究成果に関連する業務が発生した際に参考とすることができるよう、日常的に、競争政策上の先端的な課題に関する講演会等に誰でも参加できる機会が確保されていることが必要である。

以上のとおり、検討会報告書及びDPへの容易なアクセスの確保並びに講演会等への職員の参加機会の確保を行うことは、職員が現在又は将来従事する業務のために参考となる情報を提供し、公正取引委員会の法執行・政策立案機能の強化を図るために必要である。

(2) 有効性

ア 事業者等に対する研究活動に係る情報発信等

(7) 公開のシンポジウム・セミナー

シンポジウム及び公開セミナーを開催し、競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことで、事業者、実務家等における競争政策に係る理解の定着及び増進につながると考えられることから、シンポジウム及び公開セミナーの開催状況、競争法・競争政策について参加者の理解・関心が向上した割合、テーマ設定の満足度、CPRCウェブサイトへのアクセス数を指標として設定し、効果を測定した。

a 開催状況

平成30年度ないし令和3年度に開催した計14回（シンポジウム9回、公開セミナー5回）の参加者の合計は、3,403名（平成30年度：806名、令和元年度：630名、令和2年度：941名、令和3年度：1,026名）であり、多数の参加者を得た。令和3年度の参加者（1,026名）のうち職員以外の者⁶は899名（87.6%）であり、特に職員以外から多数の参加者を得た。

⁶ 令和3年度より公開のシンポジウム・セミナーの職員の参加人数及び職員以外の参加人数を測定指標として設定した。

b 参加者に対するアンケート調査の結果

① シンポジウム

競争法・競争政策について参加者の理解・関心が向上した割合については、表3のとおり、令和2年度及び令和3年度に開催したシンポジウムにおいて「かなり深まった」又は「まあまあ深まった」との回答の合計が、いずれも80%を超えている。また、テーマ選定に係る参加者の満足度については、表5のとおり、平成30年度ないし令和3年度に開催したシンポジウムにおいて「大変満足」又は「おおむね満足」との回答の合計が、いずれも75%⁷を超えており、いずれの年度においても高い数値を得ている。

また、アンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「国内外の専門家による実例を挙げた解説は分かりやすくとても良かった。」（第16回国際シンポジウム）、「テーマとして大変興味深かった。EUや中国などの観点からの意見を聞いたのは勉強になった。」（第2回大阪シンポジウム）、「競争法が扱う最先端の問題領域に触れることができました。」（第17回国際シンポジウム）、「非常に興味深い話を聞くことができました。元々興味はあるものの、中々自力では勉強できない分野でもあったので、とても面白かったです。」（第18回国際シンポジウム）等の意見が寄せられている。

このように、平成30年度ないし令和3年度に開催したシンポジウムに対する参加者の満足度は、いずれの回とも高く、シンポジウムは、事業者等に対する競争政策の定着に貢献するものであったといえる。

② 公開セミナー

競争法・競争政策について参加者の理解・関心が向上した割合については、表4のとおり、令和2年度及び令和3年度に開催した公開セミナーにおいて「かなり深まった」又は「まあまあ深まった」との回答の合計が、いずれも80%を超えている。また、テーマ選定に係る参加者の満足度については、表6のとおり、平成30年度ないし令和3年度に開催した、公開セミナーにおいて「大変満足」又は「おおむね満足」との回答の合計が、いずれも90%を超えており、いずれの年度においても高い数値を得ている。

また、アンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「デジタルプラットフォームの特殊性（経済学的な側面及

⁷ いずれの回においてもその余のほとんどは「普通」と回答した者で、「やや不満」又は「非常に不満」と回答した者の割合はいずれの回も4%未満と低い数字となっている。

び法学的な側面) について、以前はあまり考えなかったが、このシンポジウムに参加することによって関心を持つようになりました。」(第47回)、「欧州のDMA案や米国の法改正案には懐疑的な見方をしておりましたが、本日そのような視点からの見解をお聞きすることができ、とても参考になりました。」(第49回)等の意見が寄せられている。

このように、平成30年度ないし令和3年度に開催した公開セミナーに対する参加者の満足度は、いずれの回とも高く、公開セミナーは、事業者等に対する競争政策の定着に貢献するものであったといえる。

(4) CPRCウェブサイト

CPRCウェブサイトには、CPRCの研究成果である検討会報告書及びDPの全文、シンポジウムや公開セミナーの情報はじめ、その他の講演会等の情報を含めて、CPRCで発信しているほぼ全ての情報がまとめられているところ、前記5(1)エのとおり、CPRCウェブサイトには毎年多数のアクセスがある。

以上から、シンポジウム及び公開セミナー、CPRCウェブサイトは、研究活動に係る情報発信等による事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上に資するものであり、競争的な市場環境を創出する観点から有効である。

イ 職員に対する研究活動に係る情報発信等

(7) 検討会報告書⁸

検討会報告書については、令和3年度において「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書を公表している。当該報告書は、検討会会合において複数回にわたって行われた有識者による議論を取りまとめ、データ市場に関する競争政策上の課題等を整理したものである。公正取引委員会は、我が国のデジタル市場の環境や取引実態を踏まえて、デジタル分野に関する法執行、実態調査及び政策の企画・立案に積極的に取り組んでいるところ、当該分野に関する事項をテーマとして、有識者が議論を行い、その結果を取りまとめ、職員が即座に参照できるようにしておくことは、職員の研究内容について関心を高め、また、研究成果についての理解を促進することができる。

(4) DP

⁸ 検討会報告書については、職員向けアンケートを実施していない。

DPについては、令和2年度において5本、令和3年度において9本公表しているところ、職員向けアンケート⁹でも「問題提起として、現行の主流な解釈について説明されているものが多く、(DPで研究対象としている発展的な内容はもちろんですが、)現行制度・解釈の理解を深めるという意味で役立った。」「海外競争当局のDPFに対する具体的な措置、当該国の競争法の制度及び執行機関等に関する解説であり、実務に非常に役に立った」等の意見¹⁰が寄せられている。

(ウ) 講演会等

公開のシンポジウム・セミナー、講演会等については、令和2年度においては41回、令和3年度においては47回開催しており、令和3年度には895名と多数の職員の参加を得た。

職員向けアンケートでも「業務と直結する内容だった。」「日頃から関心の持っているテーマだった。」「セミナー等を積極的に実施していただいております。」「職員の知識の向上に貢献しているものと思います。」等の意見¹¹が寄せられている。

以上から、検討会報告書、DP及び講演会等は、研究内容に対する職員の関心向上及び研究成果に関する職員の理解増進に資するものであり、公正取引委員会の法執行・政策立案機能の強化を図る観点から有効である。

(3) 効率性

ア 事業者等に対する研究活動に係る情報発信等

(7) 公開のシンポジウム・セミナー

⁹ 令和3年4月15日～同年5月13日までの期間に職員全体を対象に実施し、108名の職員から回答を得ている。以下同じ。

¹⁰ アンケート回答者のうちこれまでにDPを読んだことがあるとする48名に対して、「Q6 (DPを)読んだ感想として有益だったと思われませんか。下の①～④より「最も近いもの」を御回答いただき、その選択肢を選んだ理由(具体的にどのような点で有益だった・有益でなかったかなど)をQ7に簡単に御記載ください。」という質問を設けており、そのQ7の回答として寄せられたものの一部を列挙した。なお、Q6の選択肢及びその回答率は、以下のとおりである。

① 読んだ全てのDP又はほとんどのDPが有益だった【70.8%】
② 読んだ全てのDP又はほとんどのDPが有益ではなかった【2.1%】
③ 有益なものとうそでないもので大体半々くらいであった【22.9%】
④ その他【4.2%】

¹¹ アンケート回答者のうち、昨年度(令和3年4月～令和4年3月)に、2週に1回程度又は月に1回程度、イベントに参加しているという職員に対して、「Q18 御参加いただいた会について、参加いただいた理由を教えてください。」との設問を設けており、そこでの回答の一部を列挙したものの。

シンポジウム及び公開セミナーには一切の参加条件を設定しておらず、外部の者の参加は定員に達しない限り自由である。加えて、その開催に当たっては、競争政策に関心のある者のメーリングリストを活用して直接、参加案内を発信している。また、シンポジウム及び公開セミナーには、外部の者だけでなく、公正取引委員会職員も参加しており¹²、当委員会職員の知識の向上と外部への情報発信が同時に行えるものとなっている。さらに、一部のシンポジウムにおいては、新聞社と協力の上、シンポジウム開催の社告及び開催後における議論内容の紙面での周知といった広報活動を行っている。このように、公開セミナー及びシンポジウムの周知に当たってメールや新聞社を活用している。

このほか、公開セミナー及びシンポジウムの資料等は、CPRCウェブサイトにも掲載しており、参加していない者に対する情報発信も行っている。

また、令和2年度からはWeb会議システムを用いてオンライン開催（オンラインと会場での同時開催を含む。）をしており、参加者は国内外のどこからであっても参加可能となっている。

(4) CPRCウェブサイト

単にCPRCに関する情報をCPRCウェブサイトに掲載するにとどまらず、例えば、シンポジウムや公開セミナーの参加募集案内をする際など、特に閲覧を促したいときには、公正取引委員会ウェブサイトのトップページにトピックスを掲載するとともに、外部有識者へのメールでの案内と併用することによって、より幅広い周知を試みた。

以上から、シンポジウム及び公開セミナー並びにCPRCウェブサイトは、競争的な市場環境の創出及び法執行・政策立案機能の強化を図る観点からみて、効率性のある取組であると評価できる。

イ 職員に対する研究活動に係る情報発信等

(7) 検討会報告書

令和3年度に公表した「データ市場に係る競争政策に関する検討会」報告書については、CPRCウェブサイトにもその全文が掲載されており、職員は、関連する業務が発生した際に即座に閲覧し業務の参考とすることができる。

また、報告書の公表に当たっては、関連する業務を行う課室には、報告書の内容について周知している。

¹² 令和3年度に開催されたシンポジウム及び公開セミナーに127名の職員の参加を得た。

さらに、その内容を分かりやすく発信するために、1枚又は12枚で構成される概要資料も併せて作成し、公表を行ったほか、法律雑誌に寄稿する形で報告書のポイントをまとめた論稿も公表されており、職員は各自の理解度等に応じて、それらの資料等も参照しながら、効率的に報告書の内容を学ぶことができる。

(4) DP

DPについてもCPRCウェブサイトにもその全文が掲載されており、職員は、関連する業務が発生した際に即座に閲覧し業務の参考とすることができる。

DPをCPRCウェブサイトに掲載するだけでなく、その内容を執筆者に説明してもらうセミナー（研究成果発表会）も開催して、より効率的な職員への周知を試みている。研究成果発表会への参加は、上記ア(7)のメーリングリストを通じて参加案内を受信した外部有識者も可能であり、外部への情報発信も行うことができている。

(4) 講演会等

講演会等の開催の際には、職員向けに、イントラネット上で、イベントの概要を含めた開催スケジュールを1、2か月先まで周知するようにしている。また、イベントの開催後には、資料をCPRCウェブサイトに掲載していつでも閲覧できる状態にしている。

さらに、令和2年度からはWeb会議システムを用いてオンライン開催（オンラインと会場の同時開催を含む。）を行っており、職員は執務室の自席やテレワーク中であれば自宅から参加することが可能となっている。

加えて、これらのイベントには、一部に職員限定のテーマもあるが、基本的には上記ア(7)のメーリングリストを通じて参加案内を受信した外部有識者も参加できるようにしており、また、公表資料については外部有識者でもCPRCウェブサイトから閲覧でき、外部への情報発信も同時に行うことができている。

以上から、検討会報告書、DP及び講演会等は、公正取引委員会の法執行・政策立案機能の強化を図る観点からみて、効率性のある取組であると評価できる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分

相当程度進展あり

(4) 判断根拠

「研究活動に係る情報発信等による事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上」については、シンポジウム及び公開セミナーの参加人数は高い水準を維持しており、また、参加者の競争法・競争政策についての理解・関心が向上していること、テーマへの満足度が高いことが確認できている。加えて、CPRCウェブサイトについても高いアクセス数が確認されている。

また、「研究内容に対する職員の関心向上及び研究成果に関する職員の理解増進」については、検討会報告書、DP及び講演会等の一定数の公表又は開催実績があり、職員は講演会等に多数参加しているほかシンポジウム及び公開セミナーにも一定程度の参加がみられ、さらに、職員アンケートでもDP及び講演会等について「実務に非常に役に立った。」、「職員の知識の向上に貢献しているものと思います。」等の回答がある。

以上から、本施策は、競争的な市場環境の創出及び法執行・政策立案機能の強化を図る上で、相当程度寄与したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、競争的な市場環境の創出及び法執行・政策立案機能の強化のために必要かつ有効であったと評価できる。

また、公開セミナー及びシンポジウム、講演会等の資料は、CPRCウェブサイトにも掲載しており、参加していない者に対する情報発信も行っていること、令和2年度からはイベントをWeb会議システムを用いて開催することでオンラインでの参加も可能としたこと等は、効率的であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

引き続き、本件取組を推進し、研究活動に係る情報発信等による事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上及び研究内容に対する職員の関心向上及び研究成果に関する職員の理解増進を図ることとする。

(4) 測定指標

各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組

を推進していくこととする。

なお、令和元年度までは、「公開セミナー及び国際シンポジウムの実施状況」及び「競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況」という測定指標であったところ、それを令和2年度から「研究活動に係る情報発信等による事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上の程度」及び「研究内容に対する職員の関心向上及び研究成果に関する職員の理解増進の程度」に変更している。これは、CPRCの研究活動の目的の一つに、研究内容に対する職員の関心を向上させる又は研究成果に関する職員の理解を増進させることにより、競争政策の理論的・実証的基礎の強化を図ることがあることから、政策評価の中にも、研究内容に対する職員の関心向上及び研究成果に関する職員の理解増進の程度を測定するための定性的なアウトカム指標を設定するとともに、そのサブ指標として、定量的なアウトプット指標及びアウトカム指標を設定したものである。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ オンラインの利点として講演を録画できるという点があると思うので、動画サイト等で講演の録画を公開してはどうか。</p> <p>（公取委内部向けには試行的に講演者の同意を得た上で録画の公開を開始したところであるが、外部の事業者等向けについては今後検討したい旨回答した。）</p>	中村委員
<p>○ 実績評価書の6(1)の「必要性」に関する記載については、CPRCの設置根拠の規定等を引用するなどして、端的に記載する方がよい。</p> <p>（意見を踏まえ、CPRCの設置訓令を参照しつつ、CPRCの目的について記載した。）</p> <p>○ アウトカムについて。主にCPRCの研究活動は広く研究者のネットワークを繋げるためのプラットフォーム形成事業として取り組まれている。規制当局の最新知見の情報収集はこの中で行われている。こうした事業の中で何を重要指標として設定するのが課題となっているが、この点についてはアクティビティそのもののボリュームを最重要視すべきだろう。</p>	南島委員
<p>○ 実績評価書の6(1)の「必要性」については、学術的知見に基づく公正取引委員会の活動が世の中に求められ</p>	小林委員

<p>ていることを記載すると、CPRC で行う研究に係る活動の必要性を主張しやすいのではないか。</p> <p>(意見を踏まえ、CPRC 設置の必要性及び CPRC における個々の活動の必要性について記載した。)</p> <p>○ 職員向けのアンケートで改善点等が見つかれば、それを次の取組につなげていければよいと思う。</p> <p>(職員向けのアンケートを行うことで、そもそも DP を知らないといった実態や、こういったテーマを取り上げてほしいといった要望が把握できたので、今後の取組に活かしていきたい旨回答した。)</p> <p>○ 理論・実証研究は直ちには実務に活かしにくいという側面があり、その効果を評価するのは難しいと思われるので、政策評価の枠組みには合わない面もあるかもしれない。</p>	
<p>○ シンポジウム等のアンケートでは、参加者の約 8 割が競争政策に対する理解・関心が向上したとのことであるが、公取委のイベントの意図がどれだけ伝わったのかという点が重要であると思う。</p> <p>(今後、シンポジウムのアンケートを工夫するなどしたい旨回答した。)</p>	池谷委員

令和4年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添3-1

(公正取引委員会4-③)

施策名	競争政策の普及啓発等 政府規制分野等に係る調査・検討及び評価				
施策の概要	①政府規制分野等に関する調査・検討及び②各府省における規制の政策評価における競争評価の取組の支援・促進を実施する。				
達成すべき目標	①政府規制分野等に関する調査・検討及び②各府省における規制の政策評価における競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、もって競争的な市場環境を創出する。				
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求額
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	9,233	9,456	11,616	10,454
	補正予算(b)	0	▲ 1,390	0	
	繰越し等(c)	0	0		
合計(a+b+c)	9,233	8,066			
執行額(千円)	5,168	5,775			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等の公表件数	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		0件	1件	2件	2件	3件	30年度～令和3年度	目標達成
		年度ごとの目標値						
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等のアクセス件数	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		0件	13,052件	6,920件	27,623件	38,882件	30年度～令和3年度	目標超過達成
		年度ごとの目標値						
	競争評価に関する検討会議の開催回数	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		2回	3回	3回	3回	3回	30年度～令和3年度	目標達成
		年度ごとの目標値						
	各府省において実施された規制の政策評価の件数に対して競争評価チェックリストを用いた競争評価が実施された件数の割合	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		100%	100%	100%	100%	100%	30年度～令和3年度	目標達成
		年度ごとの目標値						

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>上記測定指標のうち、「政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等の公表件数」については、令和元年度以降は毎年2件以上の実態調査報告書等を公表するなど、数値目標を達成している。また、国民の関心が高い分野に関する実態調査を行っていることから、実態調査報告書等には多数のアクセスが寄せられているものと考えられる。</p> <p>また、上記測定指標のうち、競争評価に関する2つの指標については、競争評価に関する検討会議は目標どおりの開催ができており、また、各府省が実施する競争評価チェックリストを用いた競争評価についても全件で実施されている。</p> <p>以上から、本件取組により、政府規制分野等における競争政策の普及啓発が行われ、政府規制等の見直しや各府省における規制の政策(事前)評価における競争評価の定着が図られるなど、競争的な市場環境の創出が進展したと考えられる。</p>
	施策の分析	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、政府規制分野等に関する調査・検討、実態調査報告書等の公表を通じて競争政策上の考え方を示す取組は、政府規制等の見直しを推進し、競争的な市場環境の創出に必要かつ有効であり、また、実態調査の対象となった分野の関係省庁と連携しながら実施することで、関係省庁の競争政策に対する理解度を高めるとともに、速やかな政府規制等の見直しにつなげられている。さらに、各実態調査報告書等のウェブサイトには、目標値を大幅に超える多数のアクセスがあるなど、効率的に内容を周知することができたと評価できる。</p> <p>また、競争評価検討会議を定期的開催し、各府省から提出された競争評価チェックリストを分析し、各府省に分析結果をフィードバックする取組は、各府省における規制の政策(事前)評価に当たっての競争評価の定着や内容の向上に資するものであり、これにより、各府省において適切な競争評価が行われることになり、競争的な市場環境の創出に必要かつ有効であったと評価できる。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 社会経済の急速な変化等に迅速かつ的確に対応していくためには、①政府規制分野等に関する調査・検討及び②各府省における規制の政策(事前)評価に係る競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を図る必要性が高いため、現在の目標を維持し、引き続き、政府規制分野等に関する調査・検討、各府省における規制の政策(事前)評価における競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、もって競争的な市場環境を創出する。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、政府規制等の見直しや各府省における実効性の高い競争評価の実施・競争評価の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために必要かつ有効であったと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き、本件取組を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、政府規制等の見直しや各府省による実効的な競争評価の実施の定着を図り、競争的な市場環境の創出に努める。 ただし、「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等のアクセス件数」については、目標値を大幅に超過したアクセス件数となっていることから、現在の目標値である5,000件から10,000件に見直すこととする。これに伴い、実態調査報告書等の更なる周知活動に努める必要がある。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○ 競争評価チェックリストを活用して各省の規制をよりよいものに改善してもらうことが重要であると思われるところ、同チェックリストの改善等は検討しているのか。(中村委員) (年2、3回開催される競争評価検討会議の場でも各省の規制に対して指摘等を行っているところであるが、同チェックリストについても必要に応じて適宜見直していきたい旨回答した。)</p> <p>○ 各実態調査報告書のウェブサイトへのアクセス件数が令和2年度から圧倒的に増えており、取組としてはよいが、今後のアクセス件数の目標値を5千件から1万件に変更しているところ、1万件とした理由は何か。(南島委員、小林委員、池谷委員) (目標を何件にするかは非常に難しいところであるが、これまでの上手くいった取組を活かしつつ、今後も世の中の関心が高い分野を選定し、世の中に必要とされる取組を維持していくよう目標値を倍増させた旨回答した。)</p> <p>○ 携帯電話市場における競争政策上の課題についてフォローアップ調査を実施しているように、他のテーマについても継続的にフォローアップ調査を実施することが効果的なこともあると思う。(多田委員) (令和2年度に公表した家計簿サービス等に関する実態調査及びQRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査については今年からフォローアップ調査を実施しているところである。今後もテーマに応じてフォローアップ調査を実施していきたい旨回答した。)</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 平成30年6月28日</p> <p>②「小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査報告書」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和元年6月28日</p> <p>③「中古携帯電話端末の流通実態に関する調査の結果について」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和元年6月28日</p> <p>④「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和2年4月21日</p> <p>⑤「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和2年4月21日</p> <p>⑥「携帯電話市場における競争政策上の課題について(令和3年度調査)」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和3年6月10日</p> <p>⑦「新規株式公開(IPO)における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和4年1月28日</p> <p>⑧「官公庁における情報システム調達に関する実態調査について」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和4年2月8日</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>経済取引局</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>調整課長 天田 弘人</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和4年4月～7月</p>
--------------	--------------	-------------------------------------	-------------------	-----------------	------------------

実績評価書資料

担当課 経済取引局調整課

1. 評価対象施策**競争政策の普及啓発等**

政府規制分野等に係る調査・検討及び評価

【具体的内容】

2. 施策の目標（目標達成時期）

①政府規制分野等に関する調査・検討及び②各府省における規制の政策評価における競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、もって競争的な市場環境を創出する。（平成 30 年度ないし令和 3 年度）

3. 評価の実施時期

令和 4 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、競争的な市場環境を創出するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、競争的な市場環境を創出する上で有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 政府規制分野等に関する調査・検討、実態調査報告書等の公表

公正取引委員会は、政府規制等に関して実態調査報告書の公表を通じて競争政策上の考え方を示し、政府規制等の見直しを促し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めている。

また、実態調査を実施した際には、報告書を作成し、公正取引委員会のウェブサイトで公表するとともに、必要に応じ、説明会、講師派遣等を実施し報告書の説明を行っている。

平成 30 年度ないし令和 3 年度における実態調査報告書の公表状況は、表 1 のとおりであり、各実態調査報告書のウェブサイトへのアクセス件数は、表 2 のとおりである。

表 1 実態調査報告書の公表状況

年度	公表日	報告書名
平成 30 年度	H30. 6. 28	①携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成 30 年度調査）
令和元年度	R1. 6. 28	②小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査報告書について
	R1. 10. 1	③中古携帯電話端末の流通実態に関する調査の結果について
令和 2 年度	R2. 4. 21	④家計簿サービス等に関する実態調査報告書
	R2. 4. 21	⑤QR コード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書
令和 3 年度	R3. 6. 10	⑥携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和 3 年度調査）
	R4. 1. 28	⑦新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について
	R4. 2. 8	⑧官公庁における情報システム調達に関する実態調査について

表 2 各実態調査報告書のウェブサイトへのアクセス件数（注）

	評価対象期間の実績値（件）			
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合計	13,052	6,920	27,623	38,882
①	13,052	2,723	3,133	1,195
②	-	2,454	721	303
③	-	1,743	685	346
④⑤	-	-	23,084	3,645
⑥	-	-	-	10,721
⑦	-	-	-	7,817
⑧	-	-	-	14,855

（注）④と⑤の報告書は同じページ内に掲載されていることから、アクセス件数についてもまとめて計上している。

- (2) 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価の定着
行政機関が規制を新設又は改廃する際に発生する効果や負担を、行政

機関自らが予測・評価するものとして、平成 19 年 10 月から規制の事前評価が行われてきた。規制の事前評価のうち、市場の競争状況に与える影響を予測・評価する競争評価は、規制の事前評価の一部として平成 22 年 4 月から試行的に実施されてきた。

平成 29 年 7 月 28 日、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され、競争評価は、公正取引委員会が定める手法により把握すること、また、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要である等とされた。それを受け、公正取引委員会は、競争評価の手法として、同年 7 月 31 日に「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」及び競争評価チェックリストを作成し、公表した。また、同年 9 月 26 日に、これらを補完し、試行的実施の際に作成した手引に代わるものとして、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」を作成し、公表した。

改正された「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等が平成 29 年 10 月 1 日に施行されたことに伴い、競争評価も同年 10 月 1 日から本格的に実施されている。

公正取引委員会は、試行的実施時から引き続き本格的実施後においても、競争評価の定着及び内容向上のため、以下のア及びイの取組を行っている。

ア 競争評価検討会議

公正取引委員会は、各府省がより充実した競争評価を実施するための方法を示すこと等を目的として、経済学や規制の政策（事前）評価の知見を有する複数の外部有識者を招いて競争評価検討会議を開催している。

平成 30 年度ないし令和 3 年度においては、年 3 回の競争評価検討会議を開催しており、各府省が作成した競争評価チェックリストの分析、競争評価の手法の改善に向けた検討を行った。

また、令和 2 年度においては、競争評価検討会議における議論を踏まえつつ、競争評価チェックリストの利便性を向上させる観点から、当該チェックリストの改定を行った。さらに、令和 3 年度においては、競争評価チェックリストの更なる充実化を促進する観点から、これまでに提出された競争評価チェックリストの中から、各府省の参考に資するもの選定し、競争評価検討会議での議論を経て、グッドプラクティスとして公表した。

イ 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価チェック

リストを用いた競争評価

公正取引委員会は、競争評価を各府省に定着させ、適切に実施してもらうため、各府省からの相談を受け付け、単に疑問点に回答するだけでなく、競争評価チェックリストの記載に当たった考え方や検討方法、競争評価の基礎となる競争評価の基本的な考え方を説明している。

また、毎年総務省が開催している各府省担当者向けの規制の政策評価に関する研修においても、競争評価の説明を行っている。

各府省が実施した規制の政策（事前）評価の件数に対して、競争評価チェックリストを用いた競争評価が実施された件数の割合は、平成30年度ないし令和3年度の全ての年度で100%となっている。

6. 評価

(1) 必要性

ア 政府規制分野等に関する調査・検討、実態調査報告書等の公表

社会経済の急速な変化等に迅速かつ的確に対応していくためには、政府規制分野等における新たな課題について、独占禁止法・競争政策上の問題点・論点を端的に指摘するとともに、それらの問題点等についての考え方を提示し、関係省庁等に対して、政府規制等の見直しを働きかけることにより、競争的な市場環境を創出することが必要である。

イ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等へのアクセス

政府規制等を見直し、社会経済の構造の抜本的な改革につなげるためには、関係省庁との連携をより緊密にするとともに、地方公共団体や関係事業者を含めた国民全体における理解の増進を図ることで、競争政策の意義をより一層幅広く浸透させていく必要がある。

ウ 競争評価に関する検討会議の開催

競争評価チェックリストを用いた競争評価の実施については、その定着が図られてきていると考えられるものの、各府省が作成した競争評価チェックリストを精査したところ、競争評価として適切ではないと考えられるものも散見している。

このため、競争施策の知見を有する公正取引委員会が競争評価の考え方等についての各府省からの相談対応等を実施するとともに、外部有識者からの意見等を踏まえ、競争評価の内容を向上させ、各府省の競争評価の実効性を高めることにより、競争的な市場環境を創出する

必要がある。

エ 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価

規制は、一度導入されると、規制の影響を受ける事業分野によっては、規制の存在が事業活動を行う上で一定の前提条件となるなど、規制を撤廃することが困難になることがある。このため、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする際には、確実に競争評価を実施し、規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響を適切に把握する必要がある。

(2) 有効性

ア 政府規制分野等に関する調査・検討、実態調査報告書等の公表

実態調査報告書等において、独占禁止法・競争政策上の問題点等についての考え方を提示し、関係省庁等に対して、政府規制等の見直しを働きかけることで、政府規制等の見直しの促進につながると考えられることから、実態調査報告書等の公表件数を指標として設定し、効果を測定した。

実態調査報告書の公表件数の目標値は、各年度において1件以上となっており、平成30年度ないし令和3年度の全ての年度において目標を達成した。

また、各実態調査報告書等で指摘した独占禁止法・競争政策上の考え方については、関係省庁や関係事業者団体等に説明を行うことにより、制度改正や競争環境の整備に向けた自主的な取組が行われており、実態調査報告書等の公表は、政府規制等の見直しの促進に一定の効果があったと考えられる。

イ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等へのアクセス

実態調査の結果を公表し、広く社会一般における競争政策の意義を浸透させることは、政府規制等の見直しを推進させるものであることから、実態調査報告書等のアクセス件数を指標として設定し、効果を測定した。

実態調査報告書等へのアクセス件数の目標値は、各年度において5,000件以上となっており、平成30年度ないし令和3年度の全ての年度において目標を達成した。

特に、令和2年度に公表した「フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について」、並びに令和3年度に公

表した「携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）」及び「官公庁における情報システム調達に関する実態調査について」においては、アクセス件数が1万件を超えるなど、多数のアクセスがあり、社会的に高い関心があったものと考えられる。

ウ 競争評価に関する検討会議の開催

公正取引委員会が競争評価に関する各府省への相談対応等や競争評価の手法の改善を検討し、各府省の競争評価の定着及び内容を向上させることは、各府省による適切な競争評価の実施につながるものと考えられることから、競争評価検討会議の開催回数を指標として設定した。

競争評価検討会議の開催件数の目標値は、各年度において3回以上となっており、平成30年度ないし令和3年度の全ての年度において目標を達成した。

また、競争評価検討会議において、各府省から提出された競争評価チェックリストを分析し、その結果を各府省フィードバックすることにより、各府省における競争評価の内容の向上に一定の効果があったと考えられる。さらに、競争評価検討会議の議論を踏まえ、競争評価チェックリストの改定やベストプラクティスの公表など、競争評価の手法の改善が図られたものと考えられる。

エ 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価

各府省が、規制の新設又は改廃を行おうとする際に、競争評価を実施し、規制の新設又は改廃が事業者間の競争状況に及ぼす影響を適切に把握できるようにすることは、競争的な市場環境の創出に当たり重要となるため、競争評価チェックリストを用いた競争評価の実施件数を指標として設定し、効果を測定した。

競争評価チェックリストを用いた競争評価の実施件数の目標値は、各年度において100%となっており、平成30年度ないし令和3年度の全ての年度において目標を達成した。

競争評価は、平成29年10月1日に本格実施されたところ、それ以降の実施率が毎年度100%となっていることから、各府省において、規制の新設又は改廃を行う場合、競争評価チェックリストを用いて競争評価を実施することは、定着が図られたものと評価できる。

他方、前記6の(1)ウのとおり、依然として、競争評価として適切ではないものもあることから、引き続き、競争評価検討会議における議論を踏まえつつ、内容の質的向上を図るための施策も併せて講じる必

要があると考えられる。

(3) 効率性

ア 政府規制分野等に関する調査・検討、実態調査報告書等の公表

平成30年度ないし令和3年度に実施した合計8件の実態調査は、いずれも関係省庁と緊密に連携し、関係省庁の理解を促しながら実施しており、その後の政府規制等の見直しにつながっている。また、各実態調査は、調査開始後、概ね1年を目途に実態調査報告書等を公表している。以上を踏まえると、各実態調査の実施及び実態調査報告書等の公表は、効率的に実施されたものと評価できる。

イ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等へのアクセス

各実態調査報告書等を公表した後、当該報告書等の内容の周知活動を行い、関係省庁や関係事業者等への考え方の浸透を図っているところ、各実態調査報告書等のウェブサイトに多数のアクセスがあったことから、関係者に対して効率的に内容を周知することができたと考えられる。

ウ 競争評価に関する検討会議の開催

各府省が実施する競争評価の内容を向上させるためには、経済学や規制の政策（事前）評価に係る専門家の知見が不可欠である。競争評価検討会議は、検討会という形式で、当該専門家が一堂に会して議論することで、多岐にわたる論点の整理及び方向性の検討を効率的に行うことができたと考えられる。

エ 各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価

各府省が競争評価を実施する際に、公正取引委員会が作成した競争評価チェックリストを用いることは、競争評価に関する各府省の負担を軽減させるとともに、各府省に共通した疑問点について個々に回答する方法よりも、様式として定式化することで、公正取引委員会の事務負担を大幅に軽減するものであったと考えられる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分

目標達成

(イ) 判断根拠

実績評価書（標準様式）における測定指標のうち、「政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等の公表件数」については、令和元年度以降は毎年2件以上の実態調査報告書等を公表するなど、数値目標を達成している。また、国民の関心が高い分野に関する実態調査を行っていることから、実態調査報告書等には多数のアクセスが寄せられているものと考えられる。

また、測定指標のうち、競争評価に関する2つの指標については、競争評価に関する検討会議は目標どおりの開催ができており、また、各府省が実施する競争評価チェックリストを用いた競争評価についても全件で実施されている。

以上から、本件取組により、政府規制分野等における競争政策の普及啓発が行われ、政府規制等の見直しや各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価の定着が図られるなど、競争的な市場環境の創出が進展したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、政府規制分野等に関する調査・検討、実態調査報告書等の公表を通じて競争政策上の考え方を示す取組は、政府規制等の見直しを推進し、競争的な市場環境の創出に必要なかつ有効であり、また、実態調査の対象となった分野の関係省庁と連携しながら実施することで、関係省庁の競争政策に対する理解度を高めるとともに、速やかな政府規制等の見直しにつながられている。さらに、各実態調査報告書等のウェブサイトには、目標値を大幅に超える多数のアクセスがあるなど、効率的に内容を周知することができたと評価できる。

また、競争評価検討会議を定期的で開催し、各府省から提出された競争評価チェックリストを分析し、各府省に分析結果をフィードバックする取組は、各府省における規制の政策（事前）評価に当たっての競争評価の定着や内容の向上に資するものであり、これにより、各府省において適切な競争評価が行われることになり、競争的な市場環境の創出に必要なかつ有効であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

社会経済の急速な変化等に迅速かつ的確に対応していくためには、
①政府規制分野等に関する調査・検討及び②各府省における規制の

政策（事前）評価に係る競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を図る必要性が高いため、現在の目標を維持し、引き続き、政府規制分野等に関する調査・検討、各府省における規制の政策（事前）評価における競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、もって競争的な市場環境を創出する。

(イ) 測定指標

本件取組は、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、政府規制等の見直しや各府省における実効性の高い競争評価の実施・競争評価の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために必要かつ有効であったと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き、本件取組を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進し、政府規制等の見直しや各府省による実効的な競争評価の実施の定着を図り、競争的な市場環境の創出に努める。

ただし、「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等のアクセス件数」については、目標値を大幅に超過したアクセス件数となっていることから、現在の目標値である5,000件から10,000件に見直すこととする。これに伴い、実態調査報告書等の更なる周知活動に努める必要がある。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 競争評価チェックリストを活用して各省の規制をよりよいものに改善してもらうことが重要であると思われるところ、同チェックリストの改善等は検討しているのか。</p> <p>（年2、3回開催される競争評価検討会議の場でも各省の規制に対して指摘等を行っているところであるが、同チェックリストについても必要に応じて適宜見直していきたい旨回答した。）</p>	<p>中村委員</p>
<p>○ 各実態調査報告書のウェブサイトへのアクセス件数が令和2年度から圧倒的に増えており、取組としてはよいが、今後のアクセス件数の目標値を5千件から1万件に変更しているところ、1万件とした理由は何か。</p> <p>（目標を何件にするかは非常に難しいところであるが、これまでの上手くいった取組を活かしつつ、今後も</p>	<p>南島委員 小林委員 池谷委員</p>

<p>世の中の関心が高い分野を選定し、世の中に必要とされる取組を維持していくよう目標値を倍増させた旨回答した。)</p>	
<p>○ 携帯電話市場における競争政策上の課題についてフォローアップ調査を実施しているように、他のテーマについても継続的にフォローアップ調査を実施することが効果的なこともあると思う。</p> <p>(令和2年度に公表した家計簿サービス等に関する実態調査及びQRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査については今年からフォローアップ調査を実施しているところである。今後もテーマに応じてフォローアップ調査を実施していきたい旨回答した。)</p>	<p>多田委員</p>

令和4年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添4-1

(公正取引委員会4-④)

施策名	競争政策の普及啓発等 デジタル市場における競争環境の整備					
施策の概要	デジタル市場に関する実態調査を実施し、調査結果を公表するとともに、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集や競争政策上の論点・課題の整理・検討を行う。					
達成すべき目標	デジタル市場に関する実態調査を実施し、調査結果を公表することを通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為を未然に防止するとともに、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集や競争政策上の論点・課題の整理・検討を行い、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	38,961	38,894	58,646	72,072
		補正予算(b)	▲9	▲2,841	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	38,952	36,053		
執行額(千円)	18,619	27,785				
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	令和2年7月17日	成長戦略実行計画(閣議決定)				
	令和2年7月17日	成長戦略フォローアップ(閣議決定)				
	令和2年7月17日	経済財政運営と改革の基本方針2020(閣議決定)				
	令和3年6月18日	成長戦略フォローアップ(閣議決定)				

測定指標	デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等によるデジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止状況	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度～令和3年度	相当程度進展あり
	年度ごとの目標値	別紙1のとおり。						
	デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等によるデジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進の状況	実績値					評価対象年度	達成
年度ごとの目標値	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度～令和3年度	相当程度進展あり	
年度ごとの目標値	別紙2のとおり。							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 「デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等」については、多数のアクセスが寄せられており、講習会、講師派遣等を通じた周知活動も多数実施している。 また、「デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等」については、多数のアクセスが寄せられており、講習会、講師派遣等を通じた周知活動も多数実施している。 以上から、本施策を通じ、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止は相当程度進展したと考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、デジタル市場における独占禁止法違反行為を未然に防止し、また、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であり、講習会、講師派遣等を通じて広く普及啓発を行った取組等は効果的であったと評価できる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き、本件取組(デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等及びデジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等)を実施し、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止及び競争政策の有効かつ適切な推進を行うこととする。 【測定指標】 測定指標については、実態調査報告書等の公表のみならず、その後の普及啓発についても測定できるように、令和3年度に修正している。 各測定指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○ デジタル分野については、講師派遣等の場で事業者から価値の高い示唆が得られるのではないかとと思われるが、この点について評価等があれば教示されたい。(中村委員) (例えば令和2年度に公表したAI・アルゴリズムに関する報告書については、講師派遣の場で、事業者から現場でのアルゴリズム等の活用に関連する事例が寄せられたこともある。報告書の成果として事業者に独禁法上の問題の気付きを与える効果があったと考えており、委員から指摘された点を意識して今後も取り組んでいく旨回答した。)</p> <p>○ デジタル分野についての実態調査報告書を読むことにより、事業者の予見可能性が高まるのか。(小林委員) (これまで公表した実態調査報告書では、アンケートを実施するなどして関連するデジタル市場の実態を調査し、その中で寄せられた具体的な行為について独占禁止法上の考え方を示している旨回答した。)</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①「デジタル広告の取引実態に関する中間報告書」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和2年4月28日</p> <p>②「デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 令和3年2月17日</p> <p>③「アルゴリズム/AIと競争政策」 作成者: デジタル市場における競争政策に関する研究会 作成時期: 令和3年3月31日</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>経済取引局</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>デジタル市場企画調査室長 稲葉 僚太</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和4年4月～7月</p>
--------------	--------------	-----------------------------	--------------------------------	-----------------	------------------

		施策の進捗状況(実績)(注1)				
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
測定指標	デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等によるデジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止状況				以下を始め、実態調査の実施や各種周知活動を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された実態調査報告書へのアクセス件数 [19,833件](注2) (1) (令和2年4月28日)デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(中間報告)[10,257件] (2) (令和3年2月17日)デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(最終報告)[9,576件] ② 実態調査報告書の日刊新聞の報道量 [3,229行](注3) ③ 実態調査報告書に関する講習会、講師派遣等の回数 [2件]	以下を始め、実態調査の実施や各種周知活動を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[11,469件] (1) 同左[2,888件] (2) 同左[8,581件] ② 同左[383行] ③ 同左[12件]
	年度ごとの目標値	—			実態調査の実施・結果の公表等を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	

(注1) デジタル市場企画調査室が設置されたのは令和2年4月であるため、令和元年度以前については空欄となっている。

(注2) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。また、令和2年1月から令和4年4月の間、情報システムの仕様変更に伴い、数値が低くなる傾向がある形で、アクセス件数の集計が行われていた。

(注3) 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、一行を0.54cmとして、行数を計算したもの。

		施策の進捗状況(実績)(注1)				
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
測定指標	デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等によるデジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進の状況				<p>以下を始め、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集、論点・課題の整理を実施した。</p> <p>公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたデジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果等へのアクセス件数[5,955件](注2)</p> <p>(令和2年7月22日)「デジタル市場における競争政策に関する研究会」の開催について[3,141件]</p> <p>(令和3年3月31日)デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について[999件]</p> <p>デジタル市場における公正取引委員会の取組 [1,815件]</p> <p>デジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量[103行](注3)</p> <p>外部の専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集[87件]</p> <p>デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演会、講師派遣等の回数(実態調査報告書に関するものは除く。)[3件]</p>	<p>以下を始め、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集、論点・課題の整理を実施した。</p> <p>① 同左[16,447件]</p> <p>(1) 同左[378件]</p> <p>(2) 同左[9,840件]</p> <p>(3) 同左[6,229件]</p> <p>② 同左[955行]</p> <p>③ 同左[63件]</p> <p>④ 同左[13件]</p>
	年度ごとの目標値	—				デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等を通じて、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図る。

(注1) デジタル市場企画調査室が設置されたのは令和2年4月であるため、令和元年度以前については空欄となっている。

(注2) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。また、令和2年1月から令和4年4月の間、情報システムの仕様変更に伴い、数値が低くなる傾向がある形で、アクセス件数の集計が行われていた。

(注3) 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、一行を0.54cmとして、行数を計算したもの。

実績評価書資料

担当課 デジタル市場企画調査室

1. 評価対象施策

競争政策の普及啓発等

デジタル市場における競争環境の整備

【具体的内容】

デジタル市場に関する実態調査を実施し、調査結果を公表するとともに、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集や競争政策上の論点・課題の整理・検討を行う。

2. 施策の目標（目標達成時期）

デジタル市場に関する実態調査を実施し、調査結果を公表することを通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為を未然に防止するとともに、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集や競争政策上の論点・課題の整理・検討を行い、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図る。（令和2年度及び令和3年度）

3. 評価の実施時期

令和4年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組はデジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止及び競争政策の有効かつ適切な推進のために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組はデジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止及び競争政策の有効かつ適切な推進のために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等

公正取引委員会は、デジタル市場に関する実態調査の実施、実態調査報告書の公表や各種周知活動を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止を図っている。

令和2年度及び令和3年度における、公正取引委員会ウェブサイト

掲載された実態調査報告書へのアクセス件数は表 1、実態調査報告書の
 日刊新聞の報道量は表 2、実態調査報告書に関する講習会、講師派遣等
 の回数は表 3 のとおりである。

表 1 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された実態調査報告書への
 アクセス件数

	評価対象期間の実績値	
	令和 2 年度	令和 3 年度
デジタル・プラットフォーム事業者の 取引慣行等に関する実態調査（デジタル 広告分野）について（中間報告）	10,257 件	2,888 件
デジタル・プラットフォーム事業者の 取引慣行等に関する実態調査（デジタル 広告分野）について（最終報告）	9,576 件	8,581 件

（注）関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの

表 2 実態調査報告書の日刊新聞の報道量

	評価対象期間の実績値	
	令和 2 年度	令和 3 年度
実態調査報告書の日刊新聞の報道量	3,229 行	383 行

（注）対象となる新聞記事を 1 段にならし、全体の横の長さを計測した上で、一
 行を 0.54cm とし、行数を計算したもの。

表 3 実態調査報告書に関する講習会、講師派遣等の回数

	評価対象期間の実績値	
	令和 2 年度	令和 3 年度
実態調査報告書に関する講習会、講師派 遣等の回数	2 件	12 件

(2) デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・
 検討等

公正取引委員会は、デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の
 論点・課題の整理・検討等を通じて、デジタル市場における競争政策の
 有効かつ適切な推進を図っている。

令和 2 年度及び令和 3 年度における、公正取引委員会ウェブサイト
 に掲載されたデジタル市場における競争政策上の論点・課題への取りまと
 め結果等へのアクセス件数は表 4、デジタル市場における競争政策上の
 論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量は表 5、外部の

専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集の件数は表6、デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演会、講師派遣等の回数（実態調査報告書に関するものは除く。）は表7のとおりである。

表4 公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたデジタル市場における競争政策上の論点・課題への取りまとめ結果等へのアクセス件数

	評価対象期間の実績値	
	令和2年度	令和3年度
「デジタル市場における競争政策に関する研究会」の開催について	3,141件	378件
デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について	999件	9,840件
デジタル市場における公正取引委員会の取組	1,815件	6,229件

（注）関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの

表5 デジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量

	評価対象期間の実績値	
	令和2年度	令和3年度
デジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量	103行	955行

（注）対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、一行を0.54cmとして、行数を計算したもの。

表6 外部の専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集の件数

	評価対象期間の実績値	
	令和2年度	令和3年度
外部の専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集の件数	87件	63件

表7 デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演

会、講師派遣等の回数（実態調査報告書に関するものは除く。）

	評価対象期間の実績値	
	令和2年度	令和3年度
デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演会、講師派遣等の回数（実態調査報告書に関するものは除く。）	3件	13件

6. 評価

(1) 必要性

ア デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等

近年、デジタル市場においては、デジタルプラットフォーム事業者が、業種・業態の垣根を超え、多岐にわたるサービスを提供している。デジタルプラットフォームは、プラットフォームの下に企業や消費者という異なる複数の層が存在する両面市場でありネットワーク効果が働く、限界費用が低く規模の経済性が働く等の特徴があることから、特定のデジタルプラットフォームへの集中が生じやすく、独占・寡占に至ることもあり得る。また、データの集積・利活用が更なるサービスの拡充をもたらすことから、デジタルプラットフォームの参加者には高いスイッチングコストが生じ、ロックイン効果が働くことがある。こうしたデジタルプラットフォームの特徴から、優越的地位の濫用、他のデジタルプラットフォーム事業者の排除、競合する利用事業者の排除等、競争政策上の懸念が生じている。

このような競争政策上の懸念に対応するためには、デジタルプラットフォームを巡る取引慣行等について、実態を把握し、独占禁止法上の考え方を整理することにより、事業者にとっての同法適用に係る予見可能性確保、違反行為の未然防止を図る必要がある。

イ デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等

上記6(1)アのとおり、デジタル市場においては、デジタルプラットフォームの特徴から、競争政策上の懸念が生じている。

一方で、デジタル市場は変化が激しく、かつ、高い専門性が求められるため、競争政策を有効かつ適切に推進を図るためには、外部の専門家を積極的に活用し、デジタル市場に関する情報収集や競争政策上の論点・課題の整理・検討を行う必要がある。

(2) 有効性

ア デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等

実態調査報告書の公表及び普及啓発を通じて独占禁止法上の考え方についての理解や同法適用に係る予見可能性を向上させることは、デジタル市場における独占禁止法違反行為を未然に防止することにつながるため、

- ・公正取引委員会ウェブサイトに掲載された実態調査報告書へのアクセス件数
- ・実態調査報告書の日刊新聞の報道量
- ・実態調査報告書に関する講習会、講師派遣等の回数

を指標として設定し、効果を測定した。

公正取引委員会ウェブサイトに掲載された実態調査報告書へのアクセス件数については、表1のとおり、令和2年度は19,833件、令和3年度は11,469件であった。

実態調査報告書の日刊新聞の報道量については、表2のとおり、令和2年度は3,229行、令和3年度は383行であった。

実態調査報告書に関する講習会、講師派遣等の回数は、表3のとおり、令和2年度は2件、令和3年度は12件であった。

今回、効果の測定を行った実態調査報告書は令和2年度（令和2年4月及び令和3年2月）に公表されたものであるが、当該実態調査報告書へのアクセス件数は、令和3年度も引き続き高い水準となっている。また、実態調査報告書の日刊新聞の報道量は、公表のなかった令和3年度は減少しているが、その一方で、実態調査報告書に関する講習会、講師派遣等の回数は、令和2年度の2件から大きく増加し、令和3年度には12件実施した。

以上のことから、デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表及び各種周知活動を通じて、事業者等が、独占禁止法の適用に係る予見可能性をより向上させることにつながり、これらの取組はデジタル市場における独占禁止法違反行為を未然に防止するために有効なものであったと評価できる。

イ デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等

変化が激しく、かつ、専門性が高いデジタル市場において、外部の専門家を積極的に活用し、情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等を行うことは、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進につながるため、

- ・公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたデジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果等へのアクセス件数

- ・デジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量
- ・外部の専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集
- ・デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演会、講師派遣等の回数（実態調査報告書に関するものは除く。）

を指標として設定し、効果を測定した。

公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたデジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果等へのアクセス件数については、表4のとおり、令和2年度は5,955件、令和3年度は16,447件であった。

デジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量については、表5のとおり、令和2年度は103行、令和3年度は955行であった。

外部の専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集の件数については、表6のとおり、令和2年度は87件、令和3年度は63件であった。

デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演会、講師派遣等の回数（実態調査報告書に関するものは除く。）については、表7のとおり、令和2年度は3件、令和3年度は13件であった。

公正取引委員会が開催した研究会の報告書等を公表したのは令和2年度であるが、公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたデジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果等へのアクセス件数及びデジタル市場における競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果に関する日刊新聞の報道量は、令和3年度に大きく増加している。また、外部の専門人材との意見交換、講演等によるデジタル市場に関する情報収集は令和3年度に減少しているが、その一方で、デジタル市場における競争政策上の論点・課題等に関する講演会、講師派遣等の回数（実態調査報告書に関するものは除く。）については、令和2年度の3件から大きく増加し、令和3年度には13件実施した。

以上のことから、変化が激しく、かつ、専門性が高いデジタル市場における情報の幅広い収集や、競争政策上の論点・課題の普及啓発に係るこれらの取組は、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進のために有効なものであったと評価できる。

(3) 効率性

ア デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等

実態調査報告書の公表に当たり、広くアクセスできるようウェブサ

イトに掲載したほか、講習会での講演等を通じ、効率的に調査結果の普及啓発を図ることができた。

イ デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等

研究会報告書等の公表に当たり、広くアクセスできるようウェブサイトに掲載したほか、講習会での講演等を通じ、効率的に競争政策上の論点・課題の取りまとめ結果の普及啓発を図ることができた。

さらに、随時、外部の専門家からヒアリングするなどの取組を通じて、変化が激しく、かつ、専門性が高いデジタル市場における情報を幅広く収集することができた。

以上のことから、これらの取組は効率的に行われていると評価できる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分
相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

「デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等」については、多数のアクセスが寄せられており、講習会、講師派遣等を通じた周知活動も多数実施している。

また、「デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等」については、多数のアクセスが寄せられており、講習会、講師派遣等を通じた周知活動も多数実施している。

以上から、本施策を通じ、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止は相当程度進展したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、デジタル市場における独占禁止法違反行為を未然に防止し、また、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であり、講習会、講師派遣等を通じて広く普及啓発を行った取組等は効果的であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

引き続き、本件取組（デジタル市場に関する実態調査の実施・結果の公表等及びデジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討等）を実施し、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止及び競争政策の有効かつ適切な推進を行うこととする。

(イ) 測定指標

測定指標については、実態調査報告書等の公表のみならず、その後の普及啓発についても測定できるように、令和3年度に修正している。

各測定指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ デジタル分野については、講師派遣等の場で事業者から価値の高い示唆が得られるのではないかとと思われるが、この点について評価等があれば教示されたい。</p> <p>（例えば令和2年度に公表した AI・アルゴリズムに関する報告書については、講師派遣の場で、事業者から現場でのアルゴリズム等の活用に関連する事例が寄せられたこともある。報告書の成果として事業者に独禁法上の問題の気付きを与える効果があったと考えており、委員から指摘された点を意識して今後も取り組んでいく旨回答した。）</p>	中村委員
<p>○ デジタル分野についての実態調査報告書を読むことにより、事業者の予見可能性が高まるのか。</p> <p>（これまで公表した実態調査報告書では、アンケートを実施するなどして関連するデジタル市場の実態を調査し、その中で寄せられた具体的な行為について独占禁止法上の考え方を示している旨回答した。）</p>	小林委員